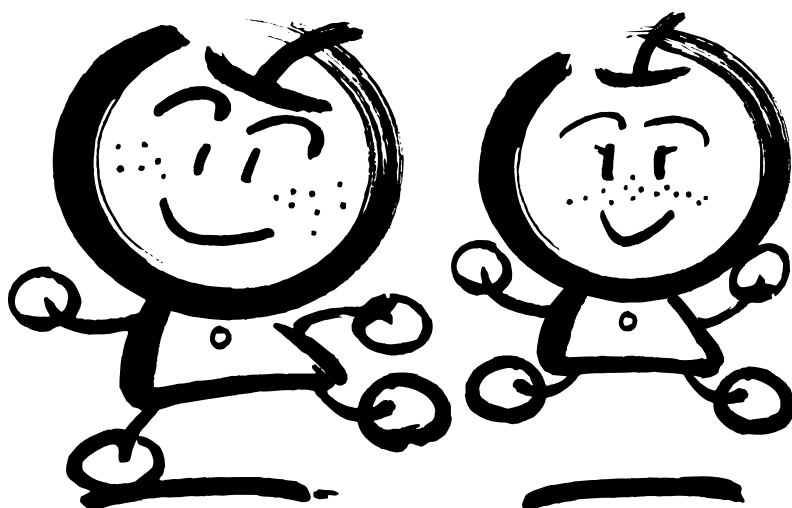


しろい子どもプラン
【子ども・子育て支援事業計画】
(案)



平成26年12月16現在

白 井 市

表紙裏白紙（※表紙とともに最終的に削除）

はじめに



市長写真

(市長あいさつ)

A grid of 100 empty circles arranged in 10 rows and 10 columns, intended for a dot plot.

あいさつ裏白紙

目 次 ※随時更新

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	策定の背景	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第2章	白井市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
第1節	統計からみられる現状	4
第2節	アンケート調査結果の概要	14
第3節	ヒアリング調査等からみられる現状	24
第4節	白井市における子ども・子育てを取り巻く課題	31
第3章	めざすまちの姿および施策の展開	33
第1節	めざすまちの姿（目標）	33
第4章	子ども・子育て支援事業の展開	34
第1節	教育・保育の提供区域の設定	34
第2節	教育・保育の量の見込み、確保方策および実施時期	36
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策および実施時期	38
第5章	次世代育成支援に関する施策の展開	44
第1節	母子の健康の保持・増進	45
第2節	地域における子育ての支援	48
第3節	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	50
第4節	職業生活と家庭生活との両立の推進	52
第5節	子どもの安全の確保	53
第6節	支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進	54
第6章	子ども・子育て支援に係る関連計画について	56
第1節	白井市母子保健計画	56
第2節	放課後子ども総合プランについて	61
第7章	計画の推進にあたって	63
第1節	計画の推進体制および進行管理について	63
資料編		64

目次裏白紙

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景

子どもは次の時代を担うかけがえのない存在であり、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整備していくことは、社会全体で取り組まなければならない重要な課題の一つとなっています。

わが国では、平成元年の1.57ショック¹以降少子化対策の一環として「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援する」などの取り組みを行うことで、子どもを産み育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。

しかしながら、少子化は急速に進行し、さらなる核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から子育てに対する支援や協力を得ることが依然として困難な状況となっています。

このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

平成27年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼とし、基礎自治体（市町村）が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

これに伴い、各市町村で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本市では、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を策定し、待機児童の解消を目的とした民間活力による保育園整備や家庭的保育事業への展開、多様なニーズに合わせた保育サービスの充実など、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

今後は、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、地域の特性やニーズを十分に把握した子育て支援施策の検討が改めて重要となってきています。

これらの状況を踏まえ本計画は、市民・地域・企業・市が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす」との考えを基本に、妊娠・出産からの連続した支援を充実させるとともに、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とするものです。

¹ 厚生省(当時)がまとめた1989年の人口動態統計で、合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子供の数)が過去最低の1.57となったこと

第2節 計画の位置づけ

1 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

⇒『第4章 子ども・子育て支援事業の展開』参照

2 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画²の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長されました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

⇒『第5章 次世代育成支援に関する施策の展開』参照

3 「母子保健計画³」を一体的に策定した計画

本計画は、「母子保健計画について」（平成26年6月17日付け雇児発0617第1号、厚生労省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく市町村母子保健計画としても位置付けるものです。

⇒『第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画について 第1節 白井市母子保健計画』参照

² 事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備等に取り組むにあたって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するもの

³ 市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画を策定し、効果的な母子保健施策の推進に資するもの

4 「放課後子ども総合プラン⁴」を内包して策定した計画

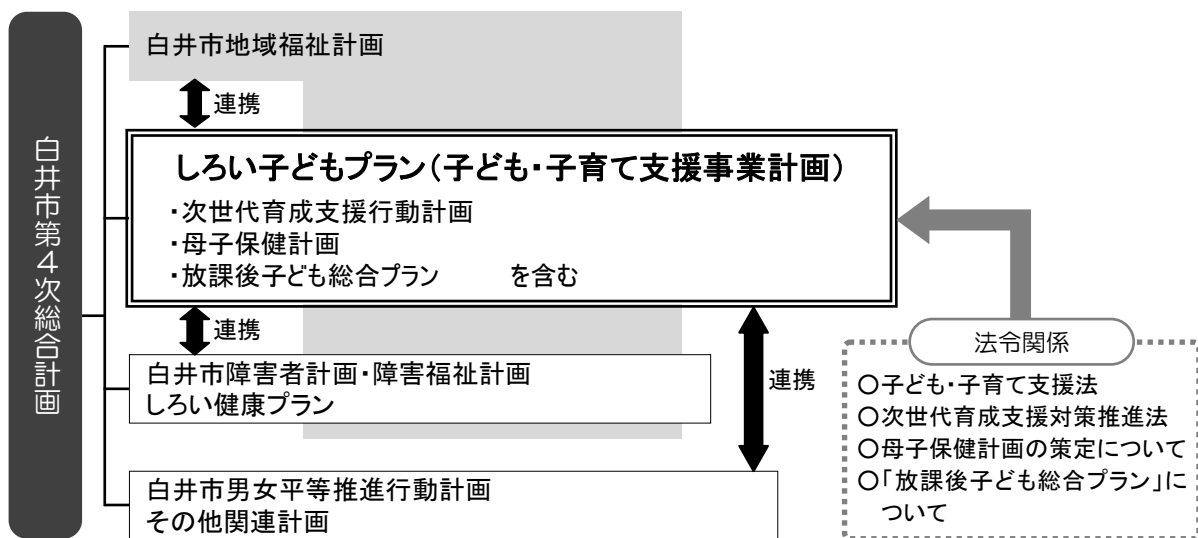
本計画は、平成26年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」と整合性をとった計画として位置づけるものです。

⇒『第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画について 第2節 放課後子ども総合プランについて』参照

5 総合計画の子ども・子育て分野の個別計画

本計画は、上位計画である「白井市第4次総合計画」の子ども・子育て分野の個別計画として位置づけるとともに、地域福祉計画等の各種福祉計画と連携した計画です。

◇計画の位置付け



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年を期間とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31年度
しろい子どもプラン 白井市次世代育成支援行動計画（後期計画）									
					しろい子どもプラン 白井市子ども・子育て支援事業計画				

⁴ 文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）および地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動等を行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備を進めるためのもの

第2章 白井市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計からみられる現状

1 人口の推移

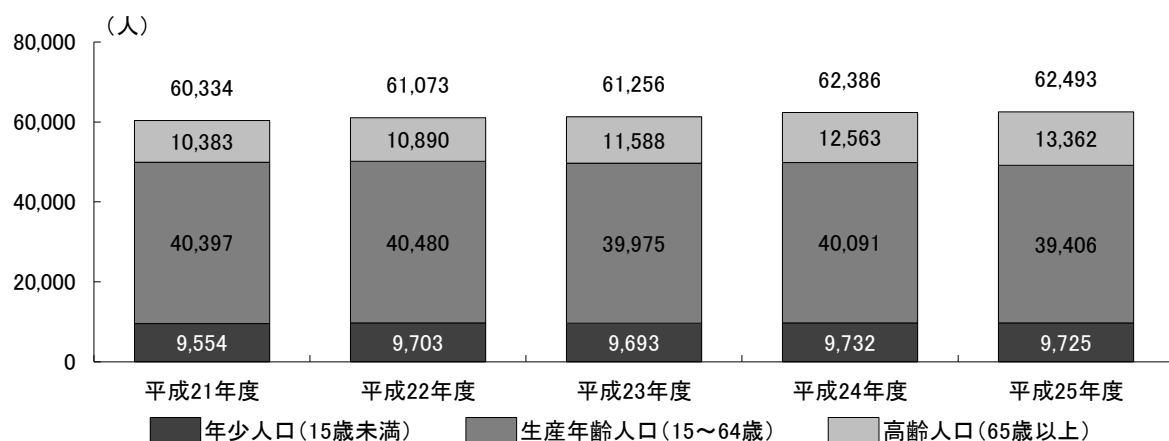
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の人口をみると、増加傾向にあり、平成25年度では62,493人となっています。

年齢3区分別人口（年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢人口（65歳以上））の割合をみると、年少人口はほぼ横ばいに推移しており、平成25年度では15.6%となっています。

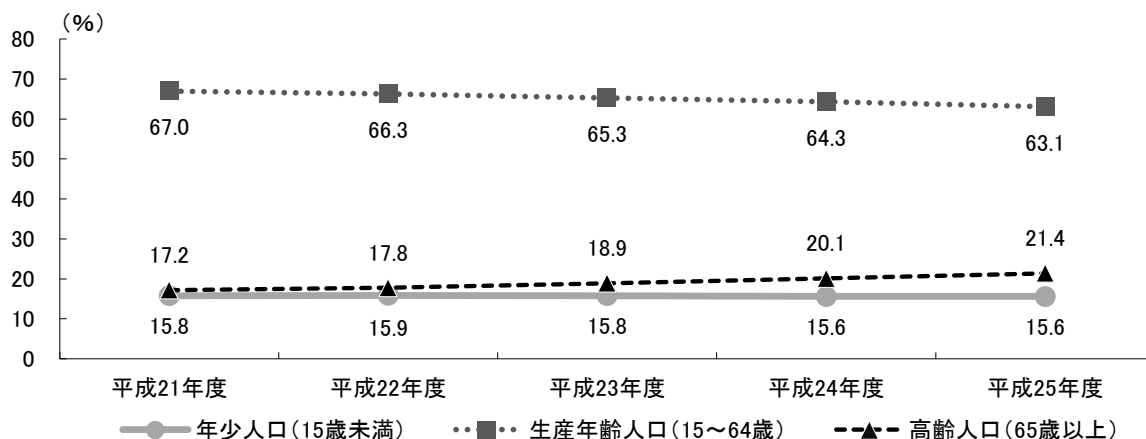
また、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢人口（65歳以上）が増加していることから、高齢化が徐々に進行しています。

◇3区分人口の推移



各年度3月31日現在
資料：住民基本台帳

◇年齢3区分人口の割合の推移

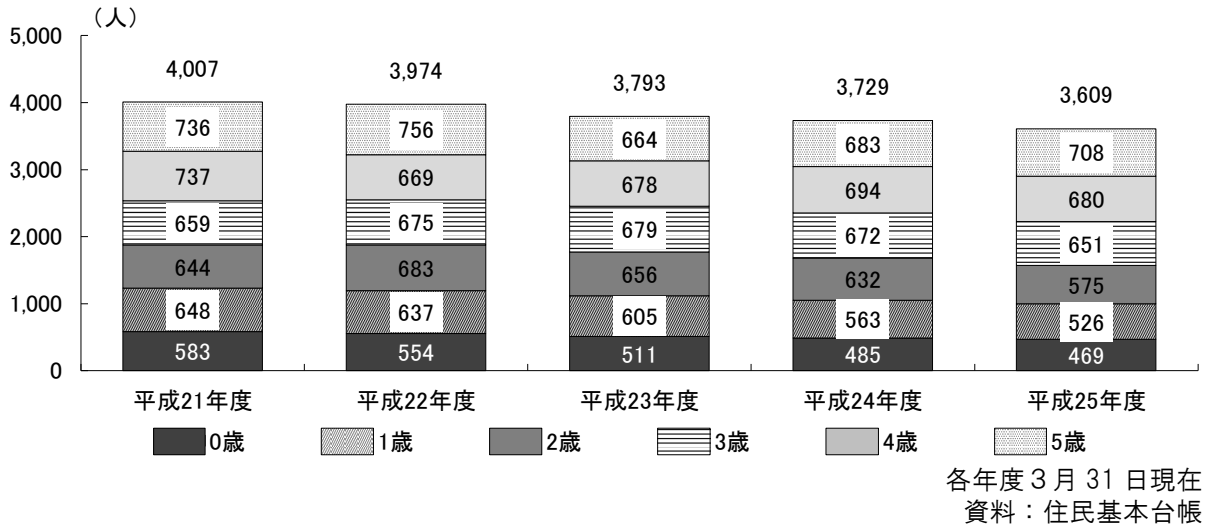


各年度3月31日現在
資料：住民基本台帳

（２）０－５歳の年齢別人口の推移

０－５歳の年齢別人口の推移をみると、平成 21 年度以降は緩やかに減少しており、平成 25 年度では 3,609 人となっています。

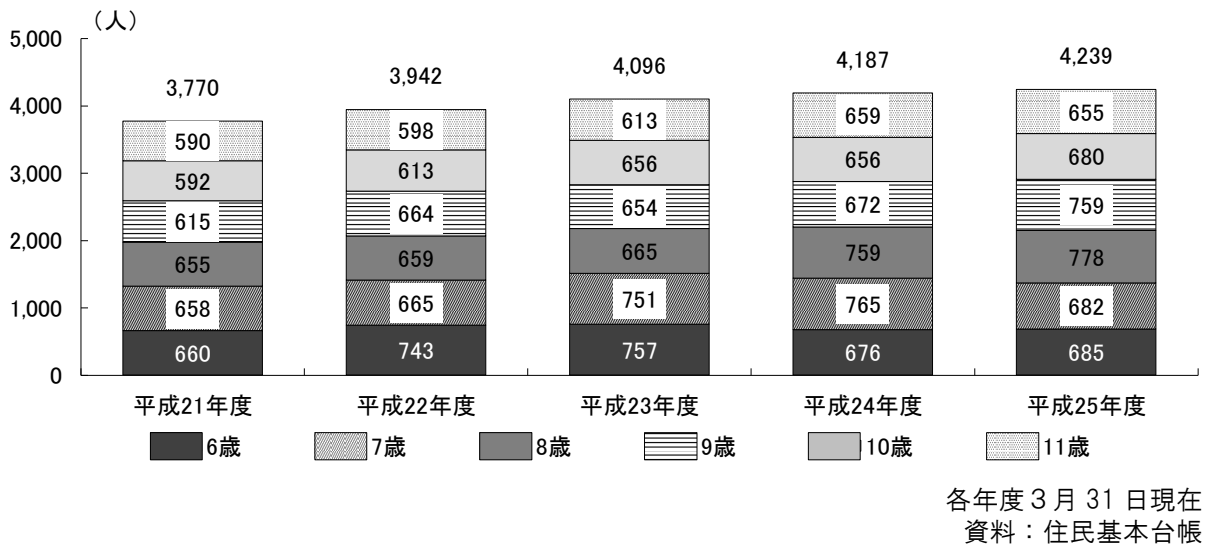
◇ ０－５歳の年齢別人口の推移



（３）６－１１歳の年齢別人口の推移

６－１１歳の年齢別人口の推移をみると、増加傾向にあり、平成 25 年度では 4,239 人となっています。

◇ ６－１１歳の年齢別人口の推移



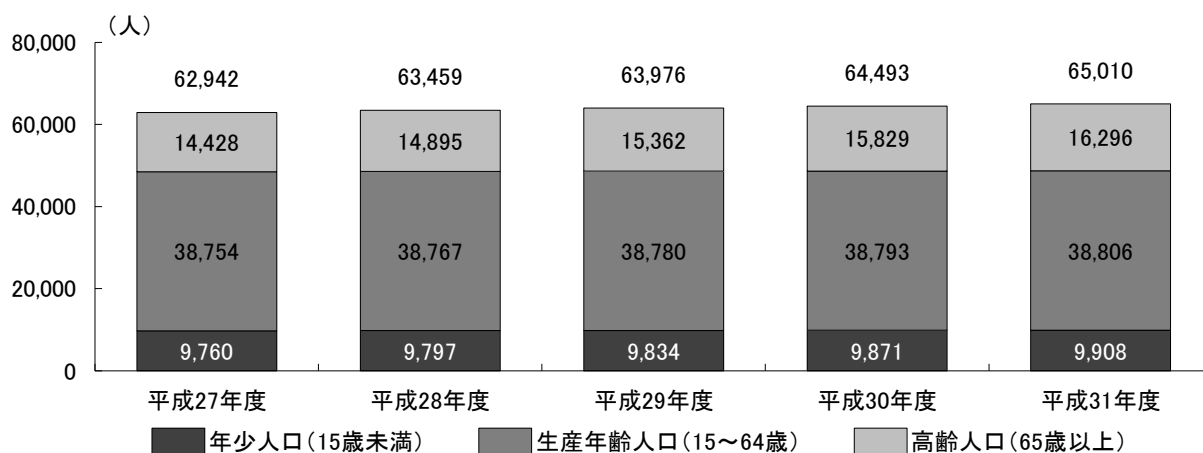
2 人口の推計

(1) 総人口・3区分人口の推計

平成31年度までの人口の推計をみると、今後も人口が増加し、平成31年度では65,010人となることが予測されます。

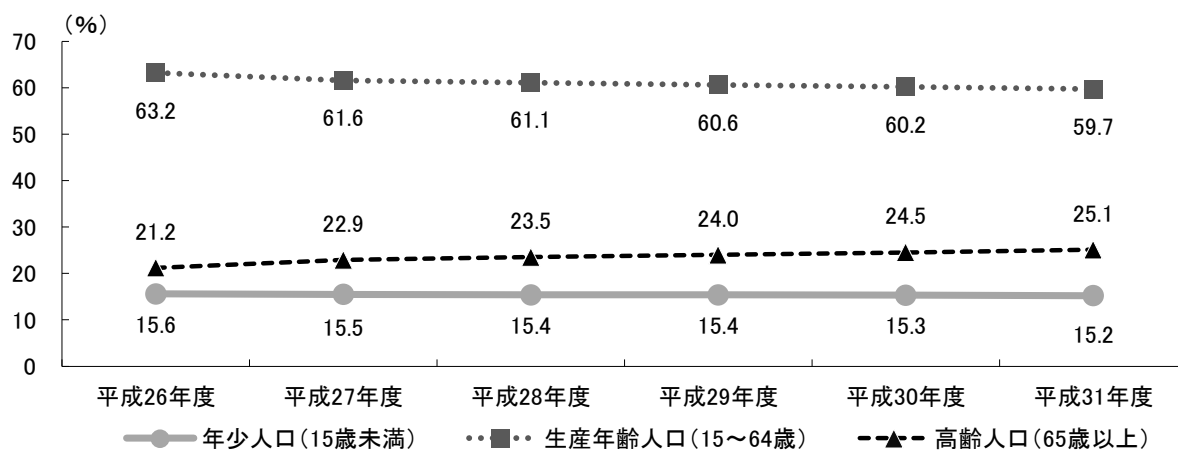
また、年少人口の割合は緩やかに減少し、高齢化率が増加することから、高齢化が進行していく見込みです。

◇3区分人口の推計



※市新総合計画策定にあたっての人口推計調査結果をもとに推計
(市企画政策課)

◇3区分人口の割合の推計

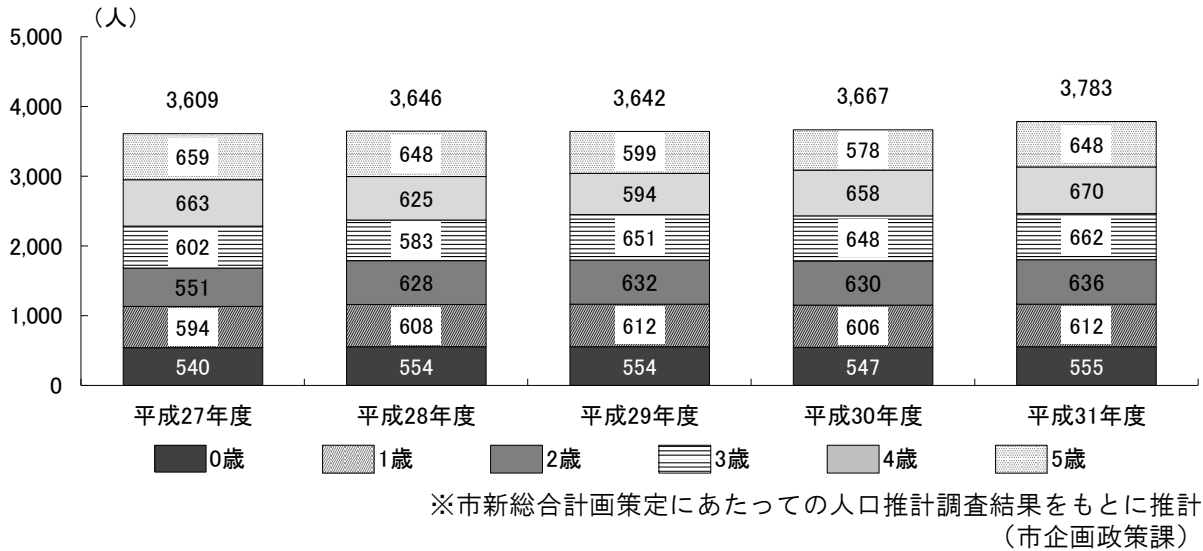


※市新総合計画策定にあたっての人口推計調査結果をもとに推計
(市企画政策課)

（２）０－５歳の年齢別人口の推計

平成31年度までの0－5歳の人口の推計をみると、緩やかに増加し、平成31年度では3,783人となることが予測されます。

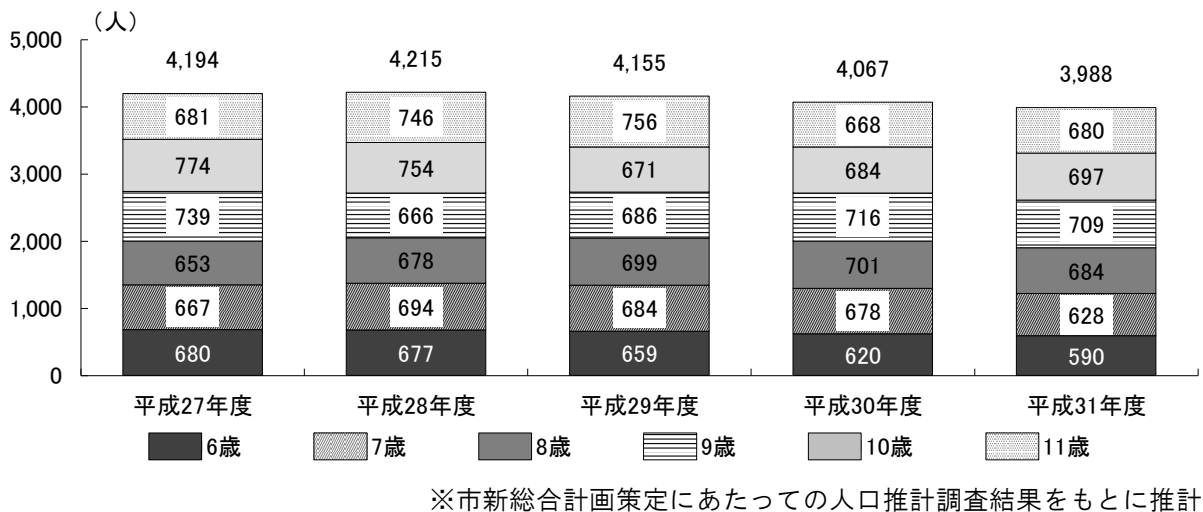
◇0－5歳の年齢別人口の割合の推計



（３）６－１１歳の年齢別人口の推計

平成31年度までの6－11歳の人口の推計をみると、平成28年度までは緩やかに増加した後減少し、平成31年度では3,988人となることが予測されます。

◇6－11歳の年齢別人口の割合の推計



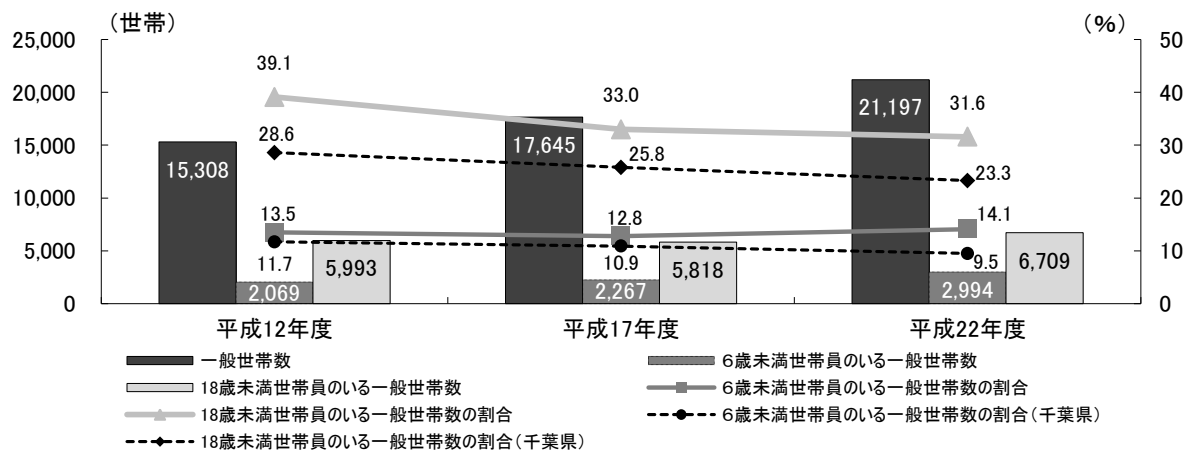
3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の推移

一般世帯数⁵の推移をみると、増加傾向にあり、平成22年度では21,197世帯となっています。

また、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯はともに増加しており、一般世帯全体に占める割合は千葉県を上回っています。

◇一般世帯数、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員の推移



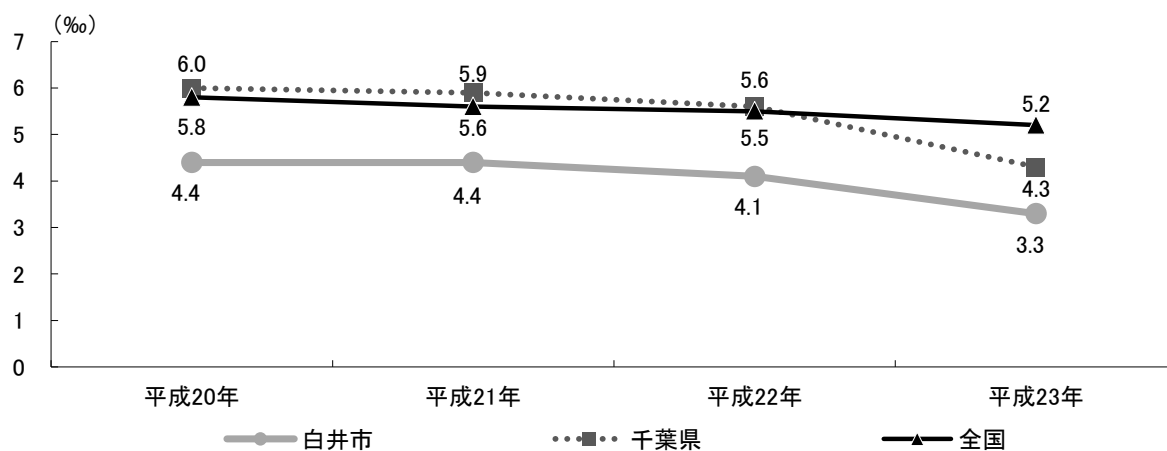
資料：国勢調査

4 結婚・出産等

(1) 婚姻率の推移

婚姻率の推移をみると、減少傾向にあり、平成23年で3.3‰と、全国、千葉県を下回っています。

◇婚姻率の推移



※「‰」は千分率（1000分の1を1とする単位）

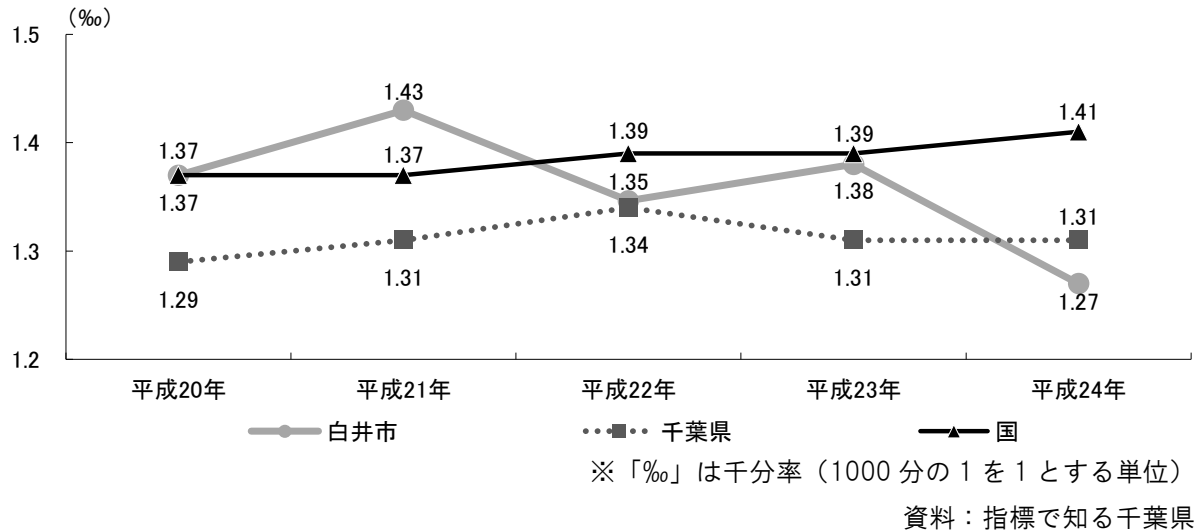
資料：指標で知る千葉県

⁵ 総世帯数から施設等の世帯数(寮・寄宿舎の学生、病院・治療所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者等)を除いた世帯

(2) 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら減少しており、平成24年では1.27%と国、千葉県を下回っています。

◇出生数の推移

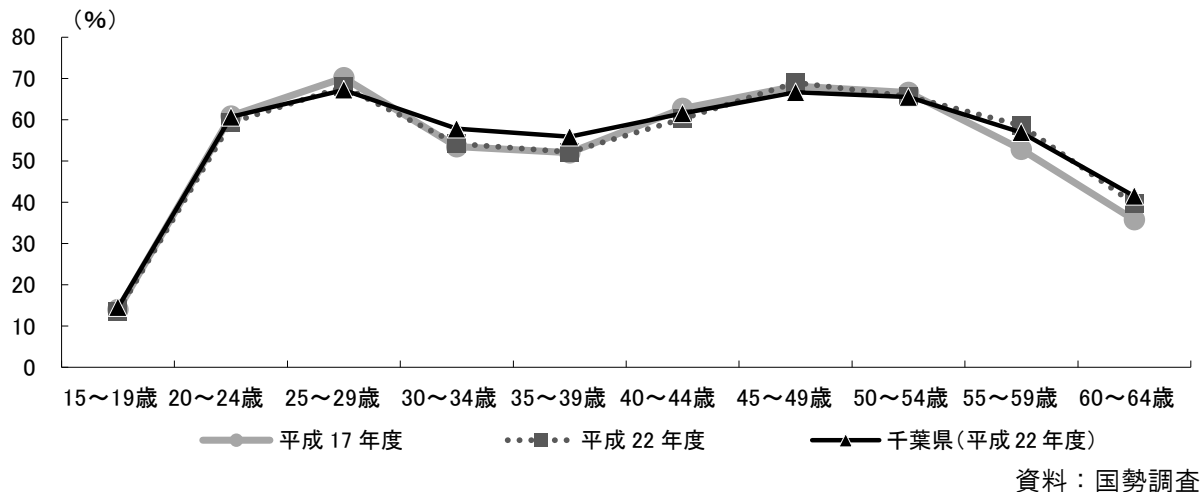


5 就労状況

(1) 女性の就業率の推移

女性の就業率をみると、結婚・出産・子育て期に仕事を中断することによって30歳代で落ち込む「M字カーブ」を形成しています。平成22年度は平成17年度と比較して、ほぼ同様の落ち込みの程度となっていますが、千葉県に比べて落ち込みがやや深くなっています。

◇女性の就業率の推移

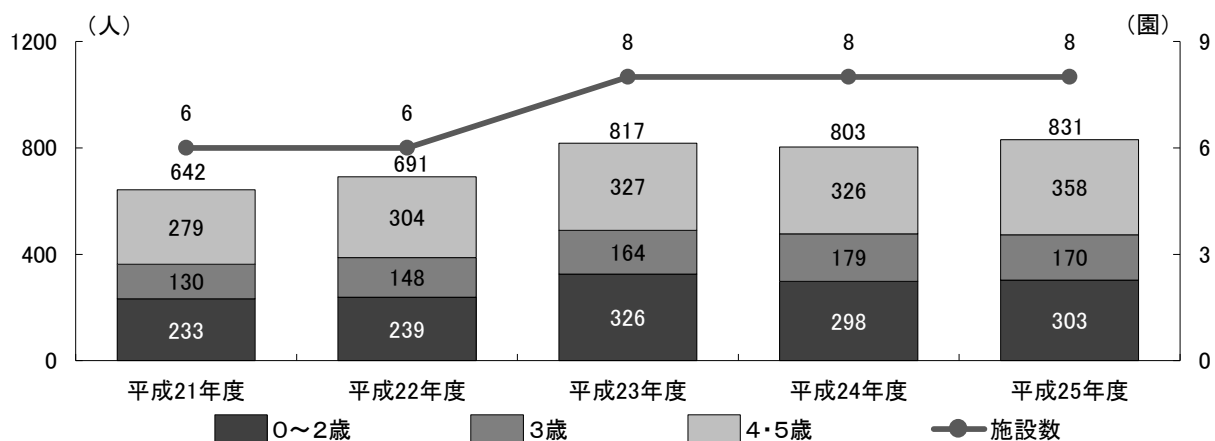


6 幼稚園・保育園等の状況

(1) 年齢ごとの保育園入所者数の推移

保育園入所者数の推移をみると、平成23年度までは増加傾向にあり、その後は横ばいに推移し、平成25年度では831人となっています。

◇保育園入所者数の推移

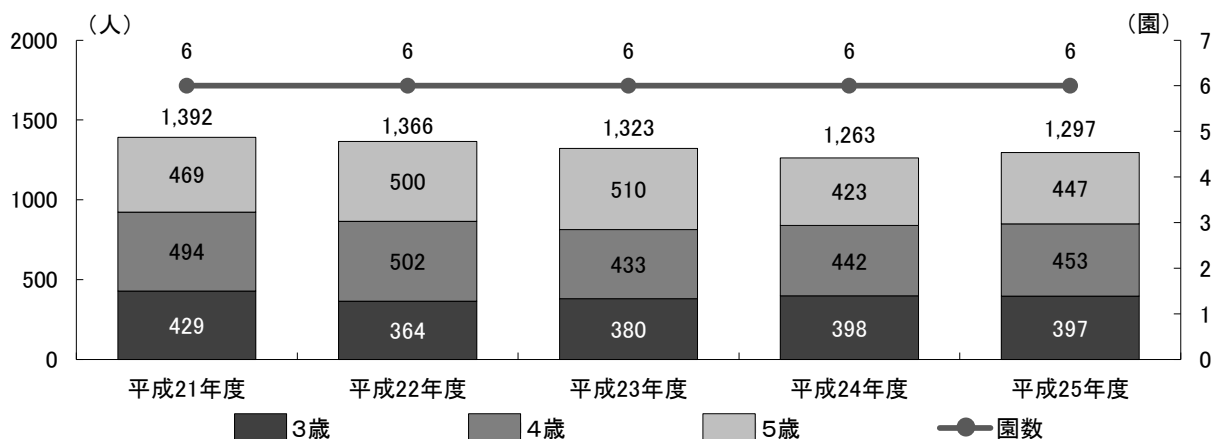


資料：児童家庭課

(2) 年齢ごとの幼稚園入園数の推移

幼稚園入園数の推移をみると、平成24年度までは減少傾向にあり、その後微増し、平成25年度では1,297人となっています。

◇幼稚園入園数の推移



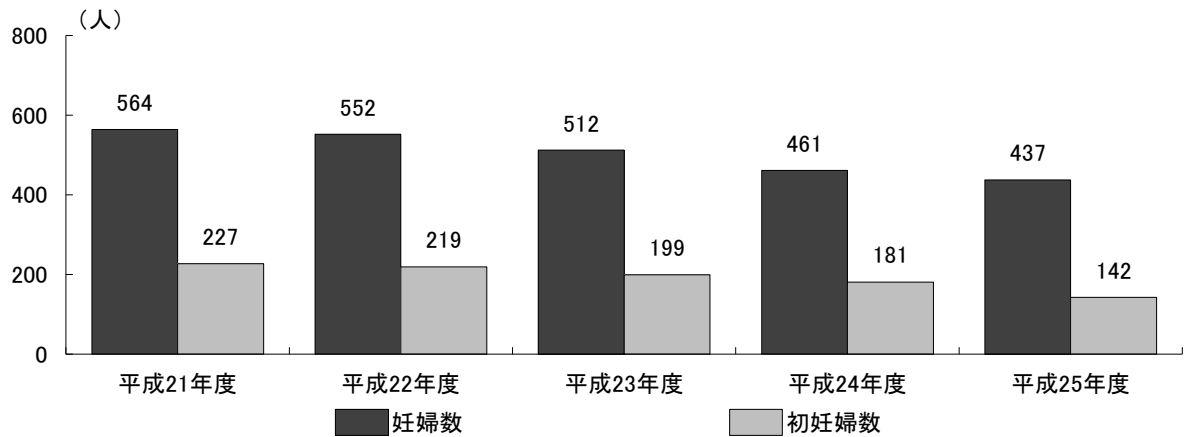
資料：学校基本調査

7 母子保健の状況

(1) 妊婦数の推移

妊婦数の推移をみると、近年は減少傾向にあり、平成25年度では437人となっています。初めて出産をする初妊婦数は、平成25年度では142人となっています。

◇妊婦数の推移

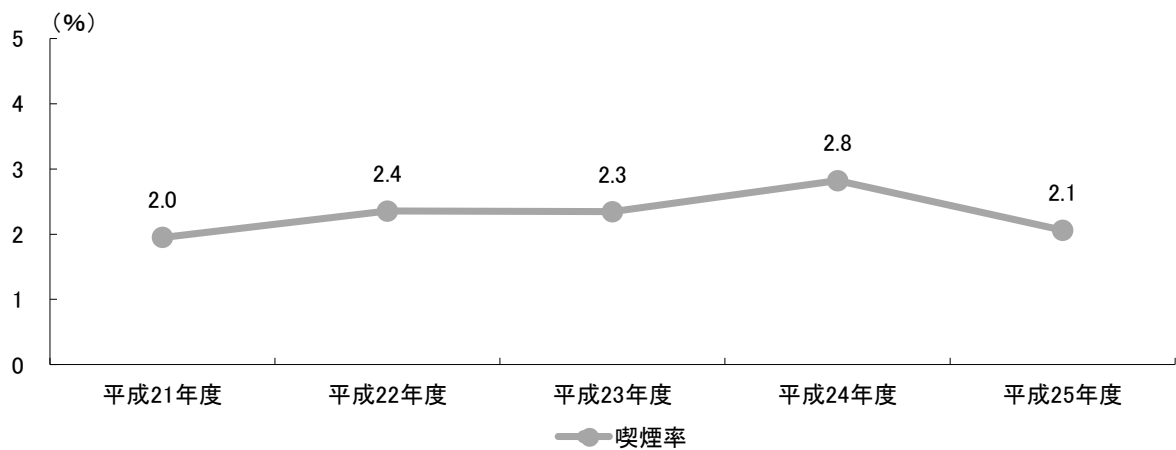


資料：白井市妊娠届出数

(2) 妊婦の喫煙率

妊婦の喫煙率をみると、2.0%～2.8%の間で推移しており、喫煙する妊婦がいる状況です。

◇妊娠中の妊婦の喫煙率の推移

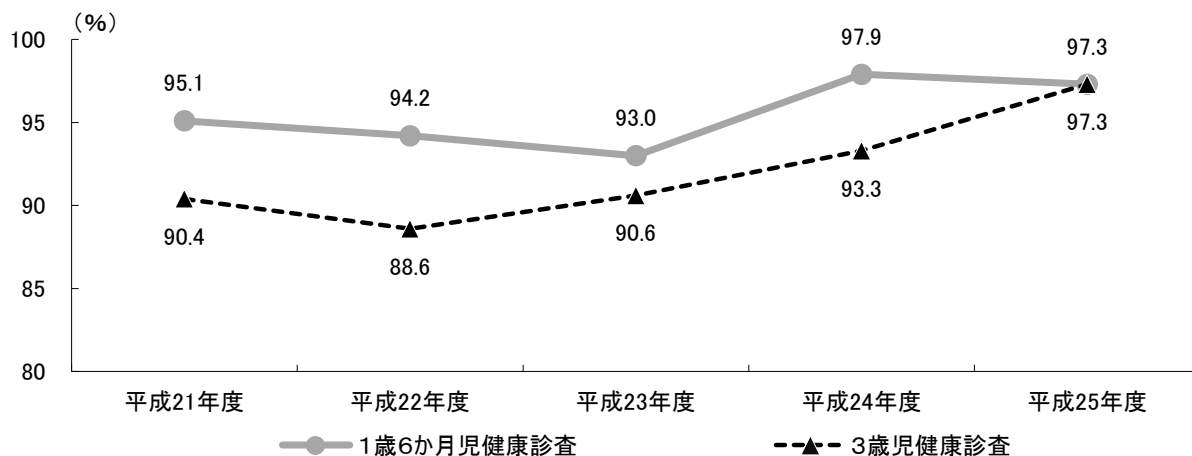


資料：白井市妊娠届出数

（３）健康診査受診率の推移

1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査の受診率の推移をみると、平成25年度にはいずれも97.3%となっています。

◇健康診査受診率の推移

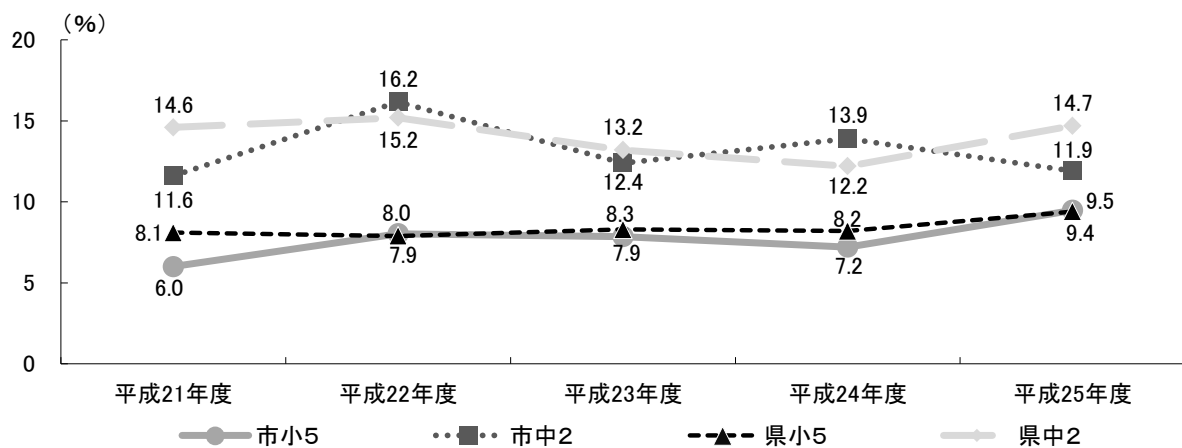


資料：健康課

（４）朝食を欠食する子どもの割合の推移

朝食を欠食する子どもの割合の推移をみると、小学5年生では6.0%~9.5%、中学2年生では11.6%~16.2%の間で推移しており、中学生の方が割合が高くなっています。

◇朝食を欠食する子どもの割合の推移



資料：学校給食実施状況等調査

8 主な子育て支援サービス事業の状況

主な子育て支援サービス事業の状況をみると、「時間外保育事業」「放課後児童健全育成事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」では、利用者が増加傾向にあります。

	対象	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
時間外保育事業	0～5歳	実人数	621	671	766	787	834
放課後児童健全育成事業	低学年	人日/週		327	345	368	385
	高学年	人日/週		69	89	116	106
地域子育て支援拠点事業	0～2歳	人回/月	7,787	7,208	8,856	8,873	8,954
一時預かり事業(保育園のみ)	0～5歳	延人数/年	2,871	2,584	2,610	2,661	3,844
病後児保育事業	0～5歳	延人数/年	21	24	4	8	11
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	低学年	人日/週	1.0	1.1	4.2	7.4	8.2
	高学年	人日/週	0.2	0.1	0.3	0.4	0.1
妊婦健康診査事業	市内の妊婦	延人数/年	6,986	6,285	6,316	5,473	5,357
乳児家庭全戸訪問事業	市内の生後4か月未満の乳児がいる家庭	人	555	477	512	471	445
養育支援訪問事業	養育支援を必要としている家庭	延人数/年	23	20	19	16	26

第2節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

本計画を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている市民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

2 実施概要

	1. 就学前児童調査	2. 小学校児童調査
(1) 調査対象者	市内在住の就学前の児童の保護者	市内在住の小学校の児童の保護者
(2) 調査対象者数	2,000 件	1,000 件
(3) 調査方法	郵送配布・郵送回収	
(4) 調査実施期間	平成 25 年 11 月 7 日（金）～11 月 25 日（月）	

3 回収結果

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	2,000 件	1,205 件	60.3%
2. 小学校児童調査	1,000 件	541 件	54.1%
合 計	3,000 件	1,746 件	58.2%

調査結果を見る際の留意点

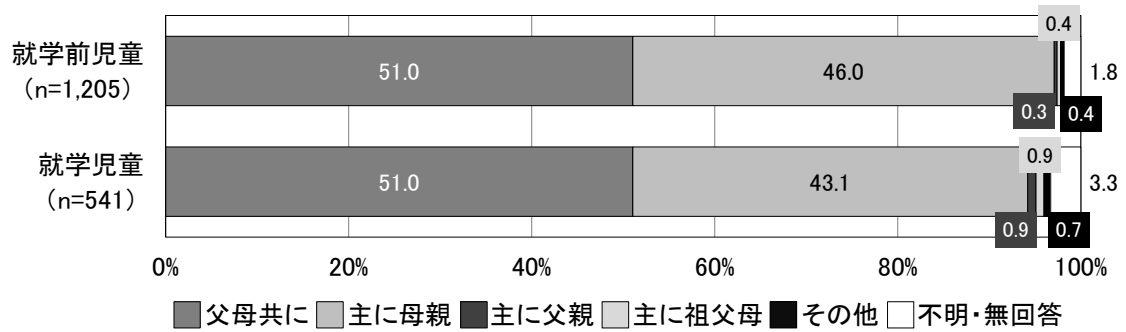
- 回答結果の割合（％）はサンプル数（集計対象者総数）に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は回答数に対する選択肢ごとの回答数のそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフおよび表のn数（number of case）は、サンプル数（集計対象者総数あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。

4 結果概要

(1) 子育てについて

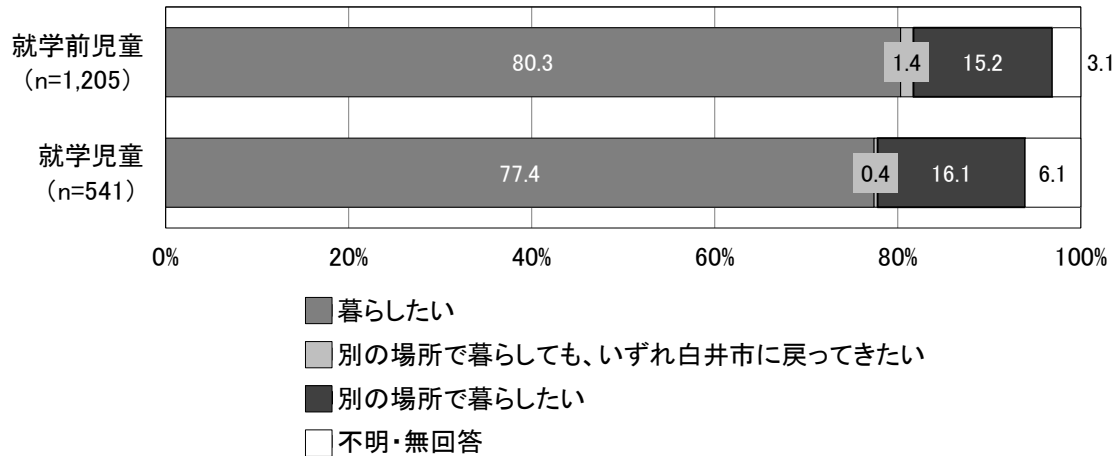
①主に子育てを行っている人

子育てを主に行っている方は、就学前児童、就学児童ともに、「父母ともに」と「主に母親」が概ね半数と多くなっています。



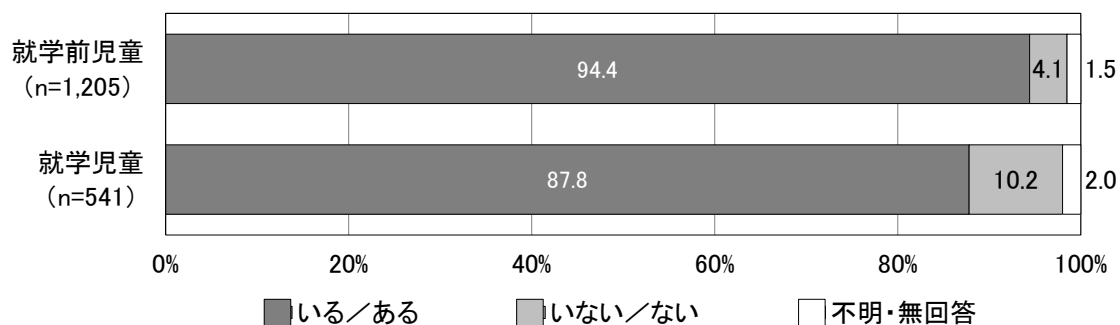
②定住意向

定住意向については、就学前児童、就学児童ともに「暮らしたい」が80%前後と大半を占めています。



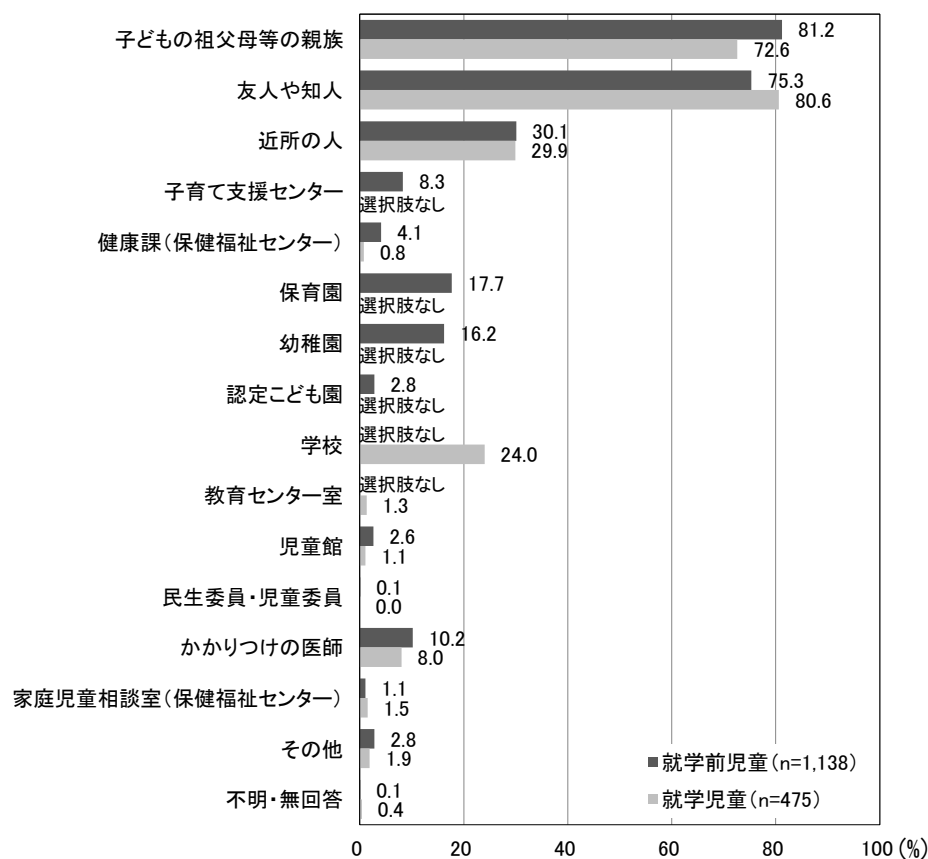
③気軽に相談できる人の有無

子育てをする上での相談相手や相談場所の有無については、就学前児童、就学児童ともに「いる／ある」が90%前後と大半を占めています。



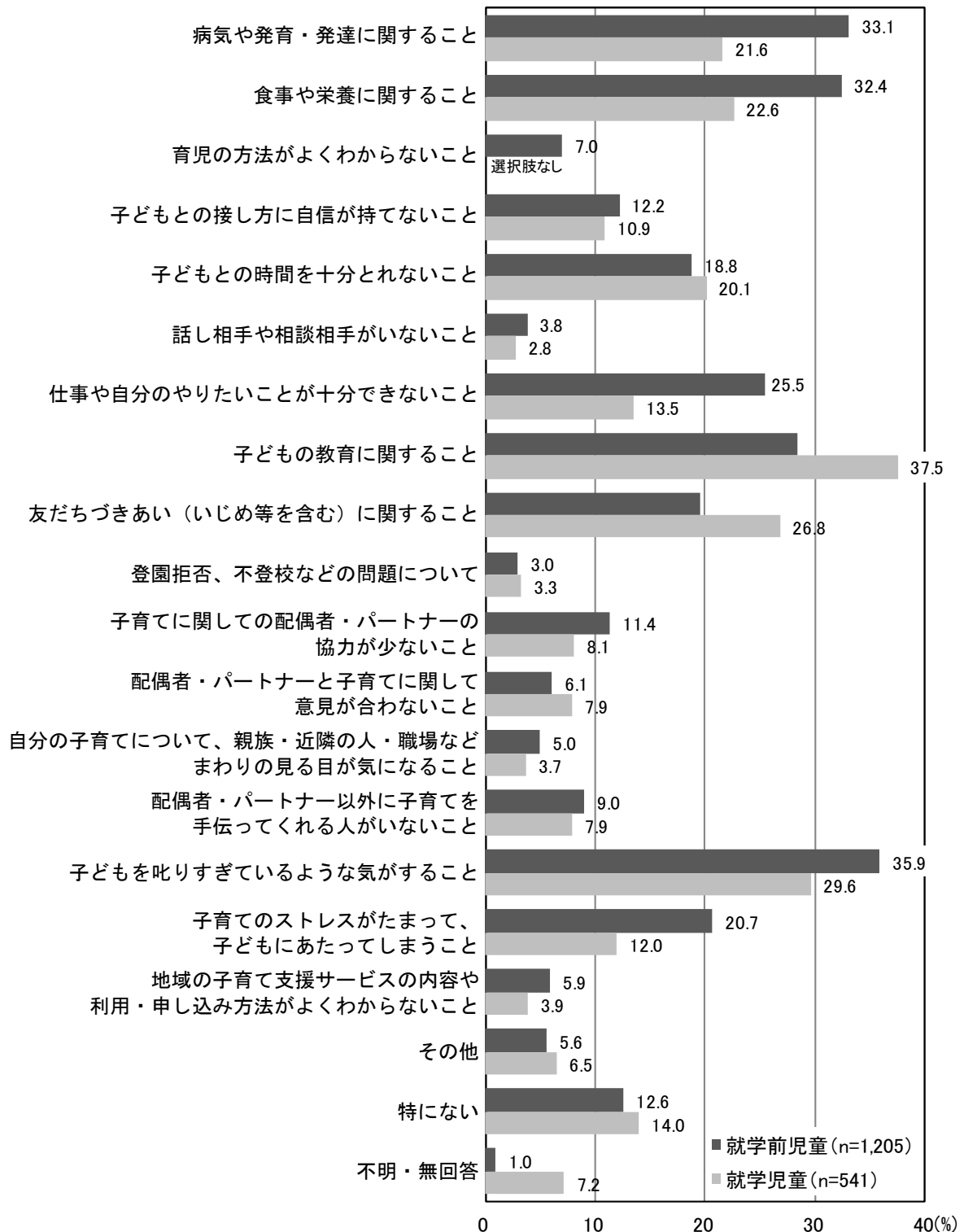
④子育てに関する相談先

子育てに関する相談先についてみると、就学前児童では、「子どもの祖父母等の親族」が81.2%で最も高く、次いで「友人や知人」が75.3%となっています。就学児童では、「友人や知人」が80.6%と最も多く、次いで「子どもの祖父母等の親族」が72.6%となっています。



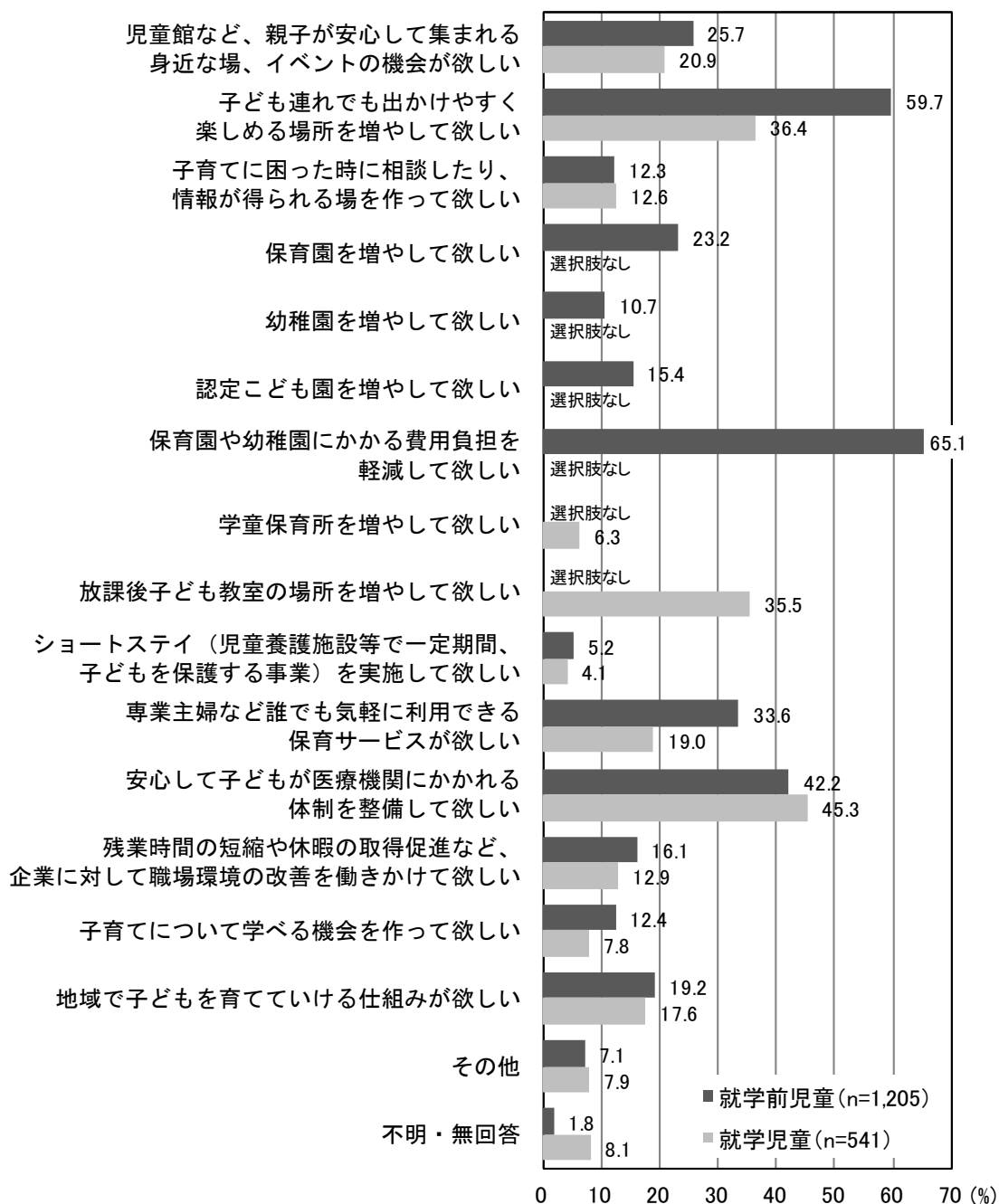
⑤子育てに関して日常悩んだり気になること

子育てに関して日常悩んだり気になることについては、就学前児童では、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが35.9%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関する」と、「食事や栄養に関する」となっています。また、就学児童では、「子どもの教育に関する」とが37.5%と最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」と、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」となっています。



⑥市に期待する子育て支援

市に期待する子育て支援については、就学前児童では、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が65.1%と最も多く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」となっています。就学児童では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が45.3%と最も多く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「放課後子ども教室の場所を増やして欲しい」となっています。

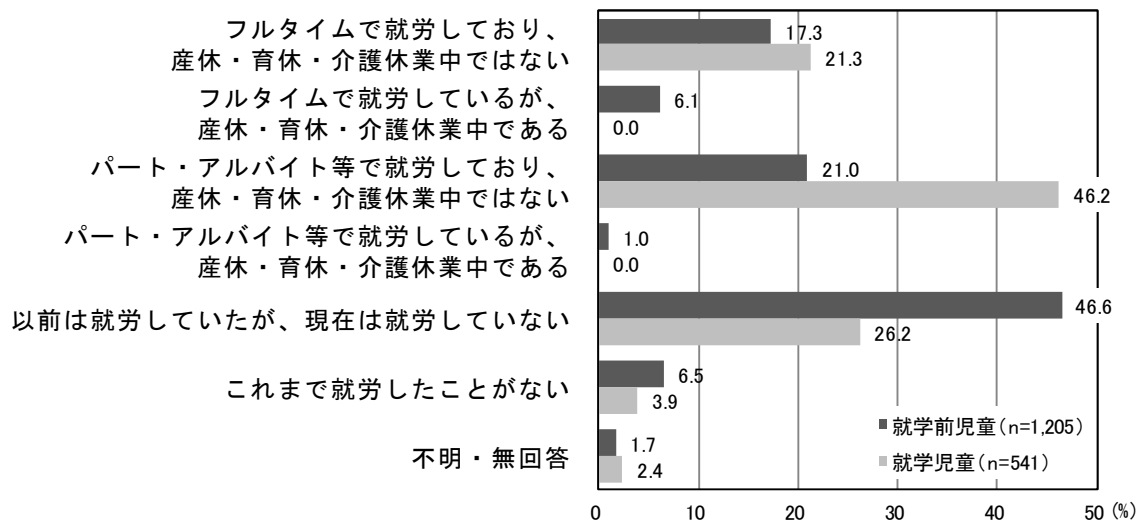


(2) 就労の状況について

①母親の就労状況

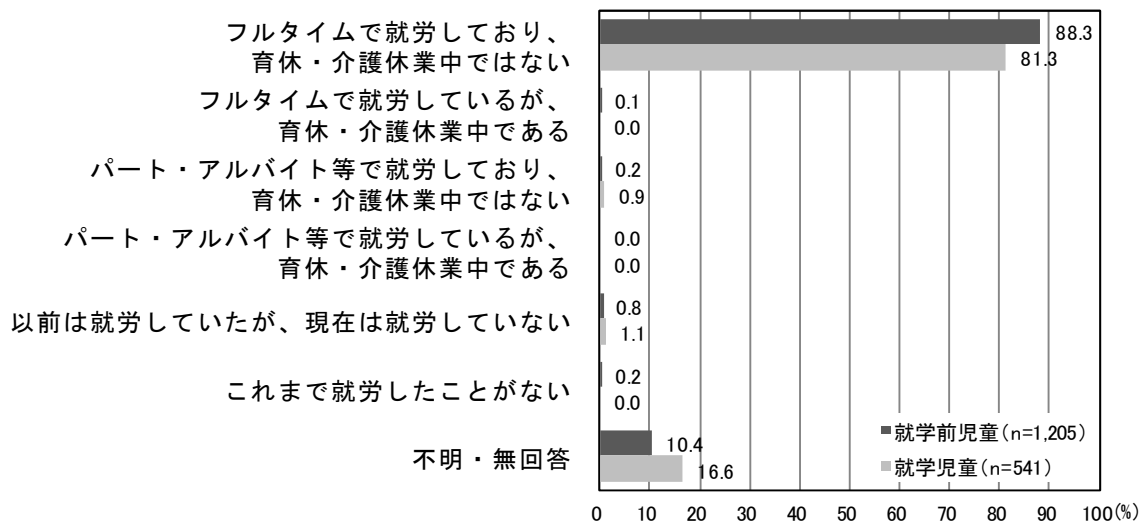
母親の就労状況についてみると、就学前児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が46.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.0%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.3%となっています。

就学児童では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.2%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.2%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.3%となっています。



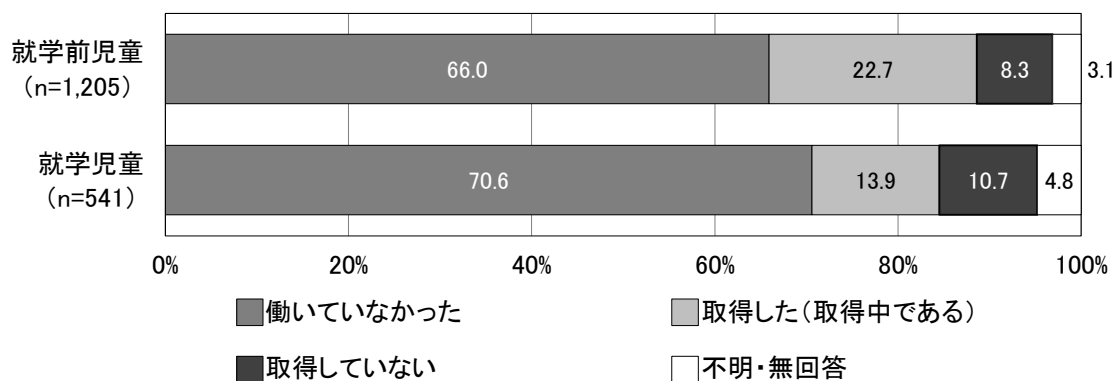
②父親の就労状況

父親の就労状況についてみると、就学前児童、就学児童ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が80%以上と大半を占めています。



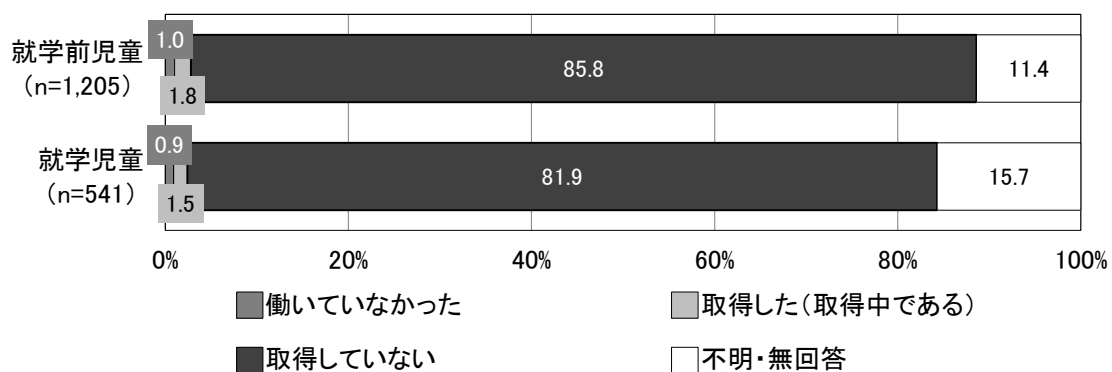
③母親の育児休業取得状況

子どもが生まれた時の母親の育児休業取得状況についてみると、就学前児童、就学児童ともに、「働いていなかった」が最も多く、「取得した(取得中である)」は、就学前児童で22.7%、就学児童で13.9%となっています。



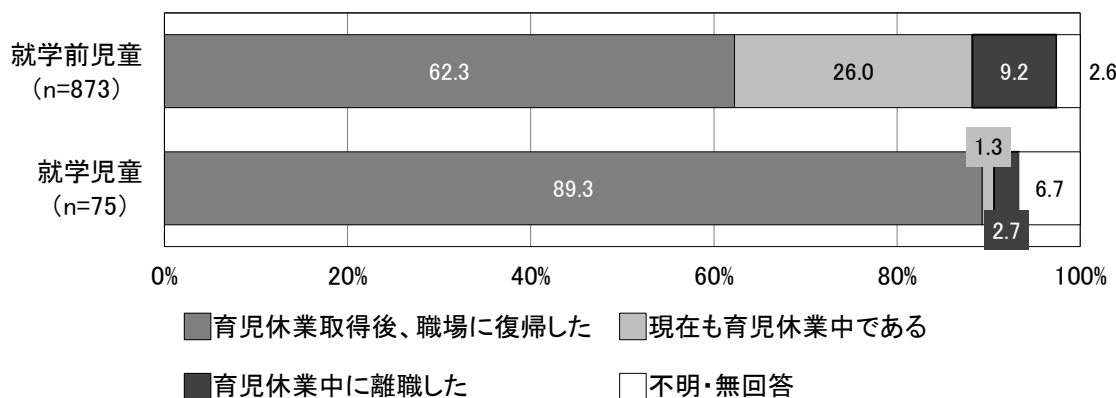
④父親の育児休業取得状況

子どもが生まれた時の父親の育児休業取得状況についてみると、「取得していない」が就学前児童、就学児童ともに80%以上と大半を占めています。



⑤母親の育児休業取得後の職場復帰

母親が育児休業取得後、職場に復帰したかについては、就学前児童、就学児童ともに、「育児休業取得後、職場に復帰した」が最も多く、とくに就学児童では約90%となっています。

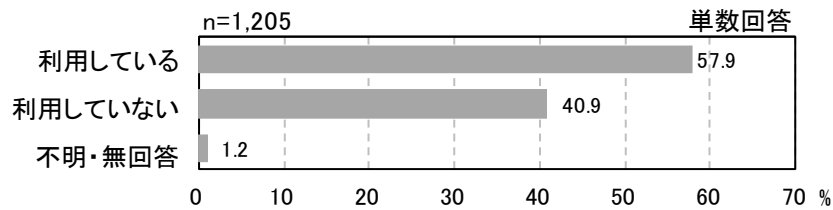


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

①平日の定期的な教育・保育のサービスの利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が 57.9%と「利用していない」の 40.9%を上回っています。

子どもの年齢別にみると、年齢とともに「利用している」人が増加し、3歳で 65.5%、4歳以上で 90%以上が「利用している」と回答しています。

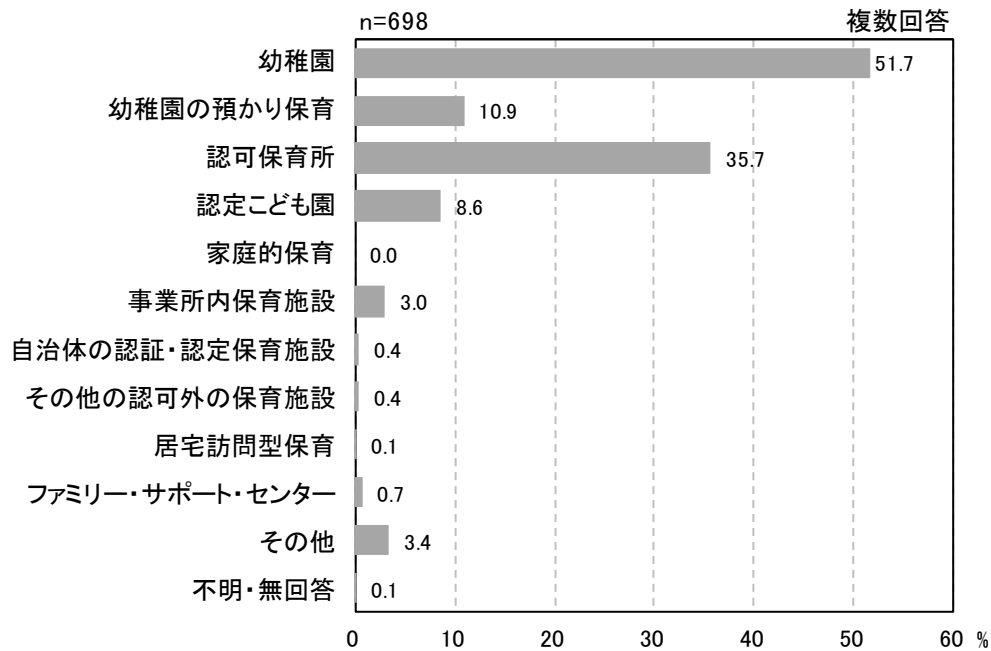


上段: 回答者数 下段:%	n	利用している	利用していない	不明・無回答
0歳	203	13	189	1
	100.0	6.4	93.1	0.5
1歳	170	41	128	1
	100.0	24.1	75.3	0.6
2歳	161	63	95	3
	100.0	39.1	59.0	1.9
3歳	194	127	65	2
	100.0	65.5	33.5	1.0
4歳	169	158	9	2
	100.0	93.5	5.3	1.2
5歳	181	176	1	4
	100.0	97.2	0.6	2.2
6歳	104	104	—	—
	100.0	100.0	—	—

②定期的に利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業については、「幼稚園」が 51.7%と最も多く、次いで「認可保育所」が 35.7%、「幼稚園の預かり保育」が 10.9%となっています。

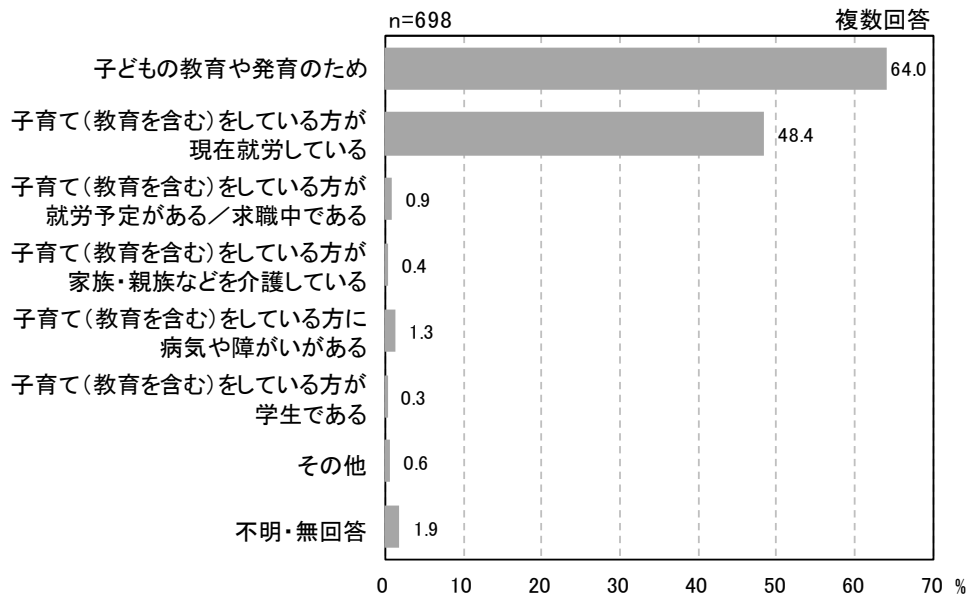
定期的に利用している教育・保育事業の内容を子どもの年齢別にみると、0～2歳までは「認可保育所」、3歳以上では「幼稚園」が多くなっています。



上段: 回答者数 下段:%	n	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	不明・無回答
0歳	13	1	1	12	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	7.7	7.7	92.3	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-
1歳	41	-	-	31	5	-	5	-	-	-	1	-	-
	100.0	-	-	75.6	12.2	-	12.2	-	-	-	2.4	-	-
2歳	63	-	-	44	8	-	6	-	1	-	1	5	-
	100.0	-	-	69.8	12.7	-	9.5	-	1.6	-	1.6	7.9	-
3歳	127	62	13	47	10	-	4	-	1	-	2	7	-
	100.0	48.8	10.2	37.0	7.9	-	3.1	-	0.8	-	1.6	5.5	-
4歳	158	100	17	47	10	-	1	1	-	-	-	8	-
	100.0	63.3	10.8	29.7	6.3	-	0.6	0.6	-	-	-	5.1	-
5歳	176	124	29	39	12	-	4	1	-	-	1	2	-
	100.0	70.5	16.5	22.2	6.8	-	2.3	0.6	-	-	0.6	1.1	-
6歳	104	66	16	24	12	-	-	1	-	1	-	2	1
	100.0	63.5	15.4	23.1	11.5	-	-	1.0	-	1.0	-	1.9	1.0

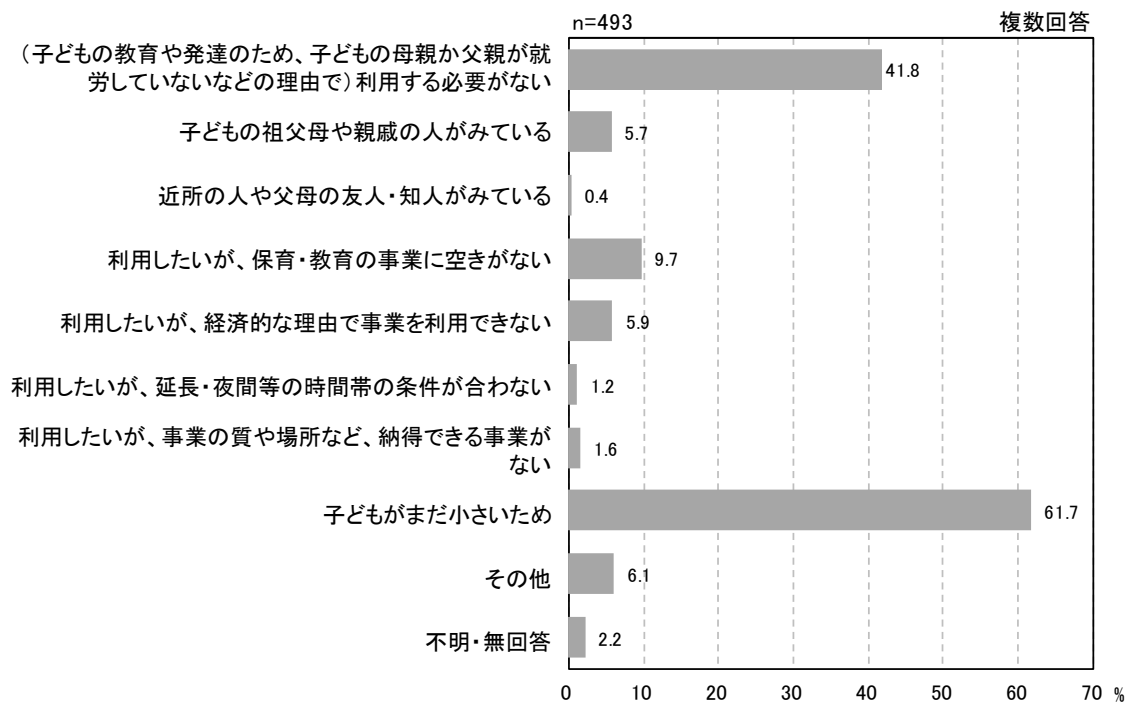
③定期的に教育・保育事業を利用している理由

定期的に教育・保育事業を利用している理由については、「子どもの教育や発達のため」が64.0%と最も多く、次いで「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が48.4%となっています。



④定期的に教育・保育事業を利用していない理由

定期的に教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が61.7%と最も多く、次いで「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が41.8%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が9.7%となっています。



第3節 ヒアリング調査等からみられる現状

1 調査の目的

本計画を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てに関わる事業所や団体等を対象に、教育・保育のあり方や幼保一体化に対する考え方等について、ご意見をいただき、その内容を踏まえて、計画の方向性を定めていくために実施しました。

2 調査概要

対象		調査形式	調査実施日	調査対象数
児童館利用者	西白井児童館	ヒアリング形式	平成26年5月27日	5人
	白井駅前児童館	ヒアリング形式	平成26年5月27日	8人
地域子育て支援センター利用者	清水口保育園（スマイル）	ヒアリング形式	平成26年5月27日	6人
	南山保育園（ふれんど）	ヒアリング形式	平成26年5月27日	7人
母子保健推進員（※市健康課同席）		ヒアリング形式	平成26年6月3日	2人
障がい児団体		アンケート調査	平成26年6月3日	1団体

3 調査結果

(1) 児童館利用者・子育て支援センター利用者【ヒアリング調査】

①施設の利用目的

児童館	子育て支援センター
・サークルへの参加 (7 件) ・子どもの友だちづくり、交流 (7 件) ・子どもを遊ばせる (3 件) ・母親の気分転換 (2 件) ・母親どうしの交流、情報交換 (2 件) ・図書館の利用 (1 件)	・子どもを遊ばせる (5 件) ・子どもの友だちづくり、交流 (3 件) ・母親どうしの交流、情報交換 (3 件) ・先生との交流 (1 件) ・母親の気分転換 (1 件)

②施設を知った、利用しようと思ったきっかけ

児童館	子育て支援センター
・市広報 (5 件) ・友人・知人の紹介 (4 件) ・上の子が利用していた (2 件) ・保健福祉センターの紹介 (1 件) ・市実施の健診の時に案内があった (1 件)	・市ホームページ (2 件) ・口コミ (2 件) ・母子手帳発行時の案内 (1 件) ・通りすがりに (1 件) ・チラシを見て (1 件) ・マタニティクラスで (1 件) ・妊娠中の市の催し (1 件) ・保健福祉センターの紹介 (1 件)

③施設に通う頻度

児童館	子育て支援センター
・月 2 回 (サークル) のある日 (4 件) ・週 1 回 (3 件) ・不定期 (2 件) ・初めてきた (1 件) ・週末のみ (雨の日等)	・月 1 ～ 2 回 (5 件) ・週 2 ～ 4 回 (4 件) ・月 1 回 (講座の実施時に) (1 件)

④施設を利用して良かったと思うこと

児童館	子育て支援センター
・子どもの友だちをつくれる、交流できる（5件） ・サークル等で母親どうしのつながりができる（2件） ・部屋が広く、子どもがハイハイできる（1件） ・子育ての悩みの相談ができる（1件） ・絵本やおもちゃが沢山ある（1件） ・図書館やイベントがある（1件） ・情報を手に入れることができる（1件） ・職員が在中しているので、色々なことを教えてもらえる（1件）	・先生に相談にのってもらえる（4件） ・母親の友達、母親どうしのつながりができる（4件） ・ストレスが解消できる（1件） ・家にはないおもちゃで、子どもが楽しく遊べる（1件） ・他の親と情報交換ができる（1件） ・同じ世代でイベントがある（1件） ・子どもが楽しそう（1件）

⑤施設を利用して改善してほしいと思うこと

児童館	子育て支援センター
・駐車場が少ない（4件） ・施設の段差の改善（2件） ・施設の改装（2件） ・床が固い（2件） ・搾乳室の設置（1件）	・開放時間の延長（2件） ・身体を動かすプログラムがあるとよい（1件） ・人が多い（1件） ・大きい子どもがいる（1件） ・スペースが狭い（1件） ・専用のトイレがあるとよい（1件） ・もう少し催しがあるとよい（1件） ・入口がわかりづらい（1件）

⑥白井市でも取り入れたほうがいいと思う他市にある施設やサービス

児童館	子育て支援センター
・松戸市では子どもを遊ばせる施設が多い（1件） ・船橋市で市内の体育館等で産後の母親の体操教室を実施している（1件） ・調布市にはオーディオルーム等を備えた施設がある（1件） ・予防接種のお知らせのハガキを出してほしい（1件） ・白井市は子育て支援サービスが充実している（4件）	・年間通して週3回程度子どもを預けられるような施設（1件） ・小さな子どもを遊ばせる公園（1件） ・白井市は子育て支援サービスが充実している（2件）

⑦白井市と鎌ケ谷市との共同による鎌ケ谷総合病院での病後児保育の認知度と利用意向

児童館	子育て支援センター
【病後児保育実施の有無】 ・知っていた（2件） ・知らなかった（6件） 【今後の利用意向】 ・将来的に利用したい（3件） ・保育園や幼稚園に入るようになったら使いたい（2件） ・使わせたい。自分でみるより安心である（2件） ・登録済だが、利用したことはない。空きがなく利用できなかった。（1件）	【病後児保育実施の有無】 ・知っていた（2件） ・知らなかった（7件） 【今後の利用意向】 ・将来的に利用したい（3件） ・働くことになれば使いたい（2件） ・保育園や幼稚園に入るようになったら使いたい（2件） ・登録済だが、利用したことはない。空きがなく利用できなかった。（1件）

⑧「子育てがしやすい白井市」となるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。
（子どもには、他にどのような施設・場があれば利用するか。保護者には、子育て環境をめぐる課題点、改善点等）

児童館	子育て支援センター
・ベリーフィールドに児童館等の施設を設置して欲しい。（ベビーカーで移動できる施設がない）（3件） ・小児科の夜間救急の実施（2件） ・土曜、日曜保育、一時保育増やしてほしい（1件） ・0歳保育を増やしてほしい（1件） ・歩道の安全の確保（1件） ・広報に載らないイベントもあるので、もっと情報を発信してほしい（1件） ・路上喫煙の禁止（1件）	・保育園が入りやすくなるとよい（2件） ・公立幼稚園の設置（1件） ・カフェ等の飲食店の実施（1件） ・ボールで遊ぶことができる公園（2件） ・子どもを遊ばせながら親同士が遊ぶことができる場（1件） ・北総線の電車代の値下げ（1件） ・駐車場問題の解消（1件） ・医療費の無料化（1件）

（２）母子保健推進員【ヒアリング調査】

①推進員の方の経験年数等

- ・経験年数５年２か月と４年２か月の方。
- ・白井市の母子保健推進員は、２年ごとに委嘱を行う。平成２６年現在３０名。

②訪問事業の中で、母親から挙げられる不安の声や困っていること

- ・子育てについて（夜泣きが多い、体重は適正か、母乳は足りているか 等）
- ・上の子の心配について（育て方、保育所に入所できるか 等）

③各事業の状況と困っていることや課題と感ずること

●おめでとう訪問

- ・母親が日中働いている場合、電話で連絡をとることが難しくなっている。
- ・日中、母子２人きりで過ごしている母親は、大人と話す時間が少ない人もおり、訪問すると喜ばれるときがある。

●健診未受診者訪問

- ・健診にきていただけていない方の理由として、働いていて子どもを連れていく時間がない、保育園で実施している健診を受けている、長期で海外にいるため受けられないという理由がある。
- ・訪問時に不在の時でも、ポストに手紙を残す等をしており、最終的に受診率はほぼ１００％となっている。

●「ベビーサロンいっぽいっぽ」等の催し

- ・２か月ごとに年６回実施しており、２５～３０組程度の親子の参加者がある。対象は概ね生後６か月までの乳児とその家族になるが、市外の方や生後６か月以降の子どもも要望があれば受け入れており、柔軟に対応している。
- ・回数を増やしていくことは大変だが、要望があれば、検討していきたい。子育て支援センターから先生が来てくれることもあり、地域の状況等について情報提供している。

④白井市が子どもを産み、育てやすいまちとなるため必要だと思うこと

- ・保育園の預かり時間が短い、保育士が不足していることは、母親達の中から不安としてあがってくる。
- ・子どもがボールで遊ぶことができる公園が少ない、小さい公園はあるが、遊んでいる子どもはあまり見かけない。放課後の校庭の開放があってもいいのではないかな。
- ・休日は市外の大型の商業施設に行き、そこで子どもを遊ばせておく親も多い。
- ・小さい子どもを対象にした遊び場が少ない。
- ・小児医療、夜間・休日医療の充実が望まれている。他市の病院も車がないと行きづらい。

（３）障がい児団体調査【アンケート調査】**①白井市の子育て支援制度やサービス、子どもたちを取り巻く環境をみて、よいと思うところや、改善すべきと思うところ****＜よいと思うところ＞**

- ・支援サービスとしてはファミリー・サポート・センター、児童館、子育て支援センター、こども発達センターの充実等利用できるサービスが多い。
- ・障がいがあっても、センターやデイサービスで、とてもよくみてもらっている。
- ・こども発達センターの先生方のレベルの高さ、療育の質の良さ等、内容が充実している。
- ・自然がいっぱいの中で子育てができる。

＜改善すべきと思うところ＞

- ・利用できるサービスは多いが、障がい児が利用できるのかというと、まだまだ難しい所がある。障がい児サービスの利用人数も増えているので、教職員を増やして就学後も長い目で手厚い療育をしてほしい。
- ・未就学児に対して、こども発達センター以外の療育環境、就園への支援を考慮して頂きたい。
- ・制度の種類や受け方がわかりづらい。受ける事の出来る制度が有ったとしてもそこに辿り着きづらい。
- ・障がいのある子どもが保育園や幼稚園に入園するのが大変。学校(支援学校の高等部等)を卒業した後、地域で生活できる場所の不安。施設や作業所、グループホーム等もっと増えて欲しいが、親が立ち上げるしかないのが現状。
- ・保育園・幼稚園への障がい児の入園が難しく、なかなか許可がおりなかった。

②日ごろの活動を通じて、保護者の方から寄せられる要望や意見**＜市行政や子育てをめぐる環境全般について＞**

- ・放課後等デイサービスを利用しているが、利用者負担額が所得によって違う。また、負担額の段階の区切りが大きすぎる。
- ・教育関係者の方々にもう少し障がいについて、また、障がい児本人や障がい児をもつ家族について、親身に考え、ご理解頂けると心強い。
- ・就園、就学の時期に来た時、各園や学校の障がい者に対する窓口を広くして欲しい。
- ・子どもの数の増加に環境整備が追い付いていない。

＜障がい児施策に対して＞

- ・こども発達センターの先生の不足、行く回数が少ない利用者が増えているので、施設を大きくしてほしい。
- ・こども発達センターをもう少しフォローする体制は取れないか。現場の意見をもっと組織に活用してほしい。
- ・保育園や幼稚園の先生にもっと障がいについての知識を身につけてもらいたい。
- ・就学児の放課後支援のようなサービスが、未就学児には無いので、未就学児も受けられるような保育サービス、日中の活動支援等が欲しい。

③ふだん、障がいに関することで悩みがある場合に多くとられる対応、その際に困ること

＜福祉や保育に関することで＞

- ・幼稚園の先生には、保育でしてほしい事を伝えている。園でも、いろんな先生に障がいがあることを理解してほしい。
- ・日常の子育てに行き詰まり、疲れたときに気楽に相談、手助けを求める場がない、またはわからない。

＜医療に関することで＞

- ・障がい児をしっかり見てくれる所が少ない。病院を探すのが一苦労、電話で聞いたりするのですが、看板等に障がい児を診察してますみたいな案内があると助かる。小児神経の先生がいないので他市の病院まで行っている。小児科もまだ少ない。
- ・こども発達センターの先生に相談して、病院等を教えてもらっている。病院は予約を取ったり、遠くまで行く事になる。
- ・発達外来、心理発達相談時に患者さんが多く、予約が取りにくくなったり、予約を取っても待ち時間が長くて、子どもが大荒れしてしまう。
- ・白井市に小児神経医がほしい。離れた病院に行かなければならない。

＜学校・教育に関することで＞

- ・障がい児には加配をつける事が多く、加配がいらないためにふつうの子が先に入園してしまう。
- ・発達センターの先生や支援学校の先生に相談しやすい。
- ・グレーゾーンの子の行き場に困る。
- ・特別支援学校までとても遠く、通っている子どもも負担が多い。

＜その他生活全般で＞

- ・こども発達センターの先生に相談する事が多い。
- ・児童デイサービスや学校と家庭で連絡をとりつつ相談していく。

④白井市で子育てをするうえで現在不足していると考える情報

- ・障がい児が利用できるサービス、医療機関、イベントの一覧表。
- ・わからないサービスが多いので、発達センターで、説明会等をしてほしい。
- ・学校だけでなく家庭へ直接連絡が来るシステムがほしい。
- ・支援学級の保護者に義務教育卒業後の進路の情報がなかなか入らない。

⑤白井市で現在不足していると感じるサービス・事業

- ・市で年齢や障がいの程度等に関係ない親の交流の場を作してほしい。
- ・放課後等デイサービス、日中一時支援等の充実を図ってほしい。
- ・障がい児とふつうの子の交流を積極的に行ってほしい。
- ・療育環境に限られている。また、限られた環境に増加する利用者で希望通りにならない。
- ・こども発達センターの事業が、定員を超えているため、センターのフォローがほしい。

第4節 白井市における子ども・子育てを取り巻く課題

1 母子の健康の保持・増進について

- 近年では、少子化や核家族化の進行、地域連帯感の希薄化、共働き世帯の増加、生活習慣や価値観の変化等を背景に、母親の育児不安や児童虐待など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。
- アンケート調査結果からは、多くの保護者が子どもの病気や発育・発達に関することなど子育てに関する様々なことについて、日常悩んだり、気になったり、子育てにストレスを感じている保護者が多い状況がうかがえます。また、食事や栄養に関することへの悩みも多く、乳幼児の健康の保持・増進への関心が高いことがうかがえます。
- 少子化等に伴い、子育て環境が変化する中で、子どもがより健やかに育まれるために、個々の状況に応じた支援を行っていくことが必要です。

2 地域における子育ての支援について

- 女性の社会進出が進み、保育の必要性は高くなっています。一方、アンケート調査結果からは、保育園利用の方の中にも教育を受けさせたいという意向があることから、保護者の保育・教育に対するニーズの多様化がうかがえます。
- 今後、様々な保育・教育へのニーズに対応するため、預かり保育等の保育サービスの一層の充実と、病児保育の実施や認定こども園化等新しい取り組みへの検討を通じ、子育て家庭を支援していくことが必要です。
- 親が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長していくためには、地域での支えが重要となります。現在、本市では、児童館や地域子育て支援センター等において、親子で交流が図られていますが、情報が不十分という声が挙がっています。
- 子育てに関する情報提供の体制を強化し、子育て中の親や家庭が、地域で孤立することのないように交流の機会を持つことが求められています。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備について

- 子育て家庭の支援について、就学時の支援も重要となります。本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童を対象とした学童保育へのニーズもあり、多様な方法での子どもの放課後の居場所づくりが重要となります。
- 子どもたちの外遊びが減少し、自然や地域との交わり、他者との交流が希薄になっている傾向がみられます。
- 年齢に応じた子ども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進について

- アンケート調査結果からは、父親と比較して母親の方が子育てに専念している家庭が多く、就労状況についても母親の方が就労日数や時間が少ない状況がうかがえます。一方で、今後フルタイムへの転換希望や就労希望のある母親がいることや、父親が育児休業を取りづらい状況がうかがえます。
- 仕事と子育ての両立で大変なこととしては、自分や子どもが病気になったときの対応や、残業や休日出勤が多いことが挙げられており、今後、それぞれの家庭の状況、希望に応じて、地域や企業の理解を得ながら、母親・父親ともに仕事と子育てを両立できる環境をつくることが求められています。

5 子どもの安全の確保について

- 近年の情報化の進展に伴うスマートフォンやインターネット等の普及等により、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる不安や危険性が身近に潜んでいます。
- 本市においても、子どもたちの安全と安心を守るため、防犯意識の啓発をはじめ、地域による見守り活動等、子どもの安全確保の取り組みを進めていくとともに、子どもや子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できるまちづくりを行っていくことが求められます。

6 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進について

- アンケート調査結果では、子育てにおける悩みについて、いじめ等を含む子どもの友達づきあいや、しつけ等の子どもへの接し方が高く、子どもの不登校・非行や児童虐待の問題への不安が多くなっています。
- 今後、ひとり親家庭、障がいのある子どもやその家庭等、支援を必要とする子どもや家庭に対してきめ細やかな支援を行うとともに、児童虐待やいじめ等を防止・早期発見するため、学校等に配置されている相談員や関係機関等が情報の共有や連携を強化し、要支援家庭のためのネットワークを構築していくことが重要です。
- 近年、発達障害等に関する理解と周知が進みつつある一方で、特に乳幼児期においては、保護者が子どもの発達に関して不安を感じやすいため、きめ細かな相談支援が求められています。さらに、教育・保育については、利用できるサービスに制限があるという声も挙げられています。
- すべての子どもの健やかな育ちを確保するために、引き続きこども発達センター等の拠点を活用するとともに、関係各課および関係機関との連携を一層強化し、特別な配慮や支援を必要とする子どもを早期発見し、一貫した支援を行う仕組みをつくることが求められます。

第3章 めざすまちの姿および施策の展開

第1節 めざすまちの姿（目標）

本市では、平成17年に「しろい子どもプラン 次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年に「しろい子どもプラン 次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、めざすまちの姿を「子どもが笑顔で暮らせるまち」としていました。

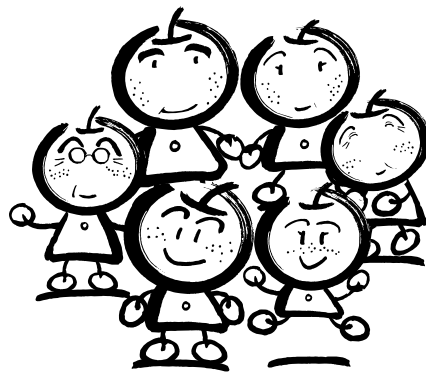
また、白井市第4次総合計画では、「市民と築く安心で健康なまち しろい」を市の将来像としながら、「つなげよう！人と笑顔 地域の輪」をサブスローガンに掲げ、子どもから大人まで、まちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちづくりを推進してきました。

子どもは、将来の本市を担う大切な宝であり、本市でいつまでも笑顔で暮らせることは、今後少子高齢化が進行していくなかで、本市の将来のためにも非常に重要なこととなります。

そのため、本計画におけるめざすまちの姿を白井市第4次総合計画に沿いながら、これまでの計画を踏襲し、下記のように定めます。

■しろい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）におけるめざすまちの姿

子どもが笑顔で暮らせるまち



めざすまちの姿（目標）

将来的な少子高齢化が見込まれる中で、この計画期間中では、宅地開発等による子どもの増加に対応しながら、保育サービスや子育て支援を充実させるとともに、本市において安心して子どもを産み、育てていける環境づくりに取り組んでいきます。さらに、子どもや親自身の成長が期待できる社会の実現をめざします。

目標にある「笑顔」の中には、「誰もがその人なりに元気でいられること」「障がいがあってもなくても一人ひとりが大切にされていること」「子どもの夢を育むことのできる社会であること」等の願いが込められています。

第4章 子ども・子育て支援事業の展開

第1節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、アンケート調査結果をもとに、国の指針に沿って5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」である「量の見込み」の把握を行っています。また、この「量の見込み」をベースに、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育および子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、アンケート調査結果から算出されたニーズ量から小学校区等の複数区域を想定した場合、各区域内におけるニーズや施設配置に差が大きく、調整が困難となることが見込まれます。

そのため、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、本市では、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

「量の見込み」「確保方策」の考え方

○量の見込み

「量の見込み」とは、幼稚園や保育園、延長保育や一時保育、学童クラブ等について、将来必要となる利用人数を見込むことです。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する、「市町村子ども・子育て支援事業計画」については、教育・保育提供区域ごとに、「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み（ニーズ量）」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

「量の見込み」を算出するためには、国から示された計算方法を基本としながら、将来の子ども数の推計結果と、子育て家庭の教育・保育事業の利用状況や利用意向を用いて見込みを行います。

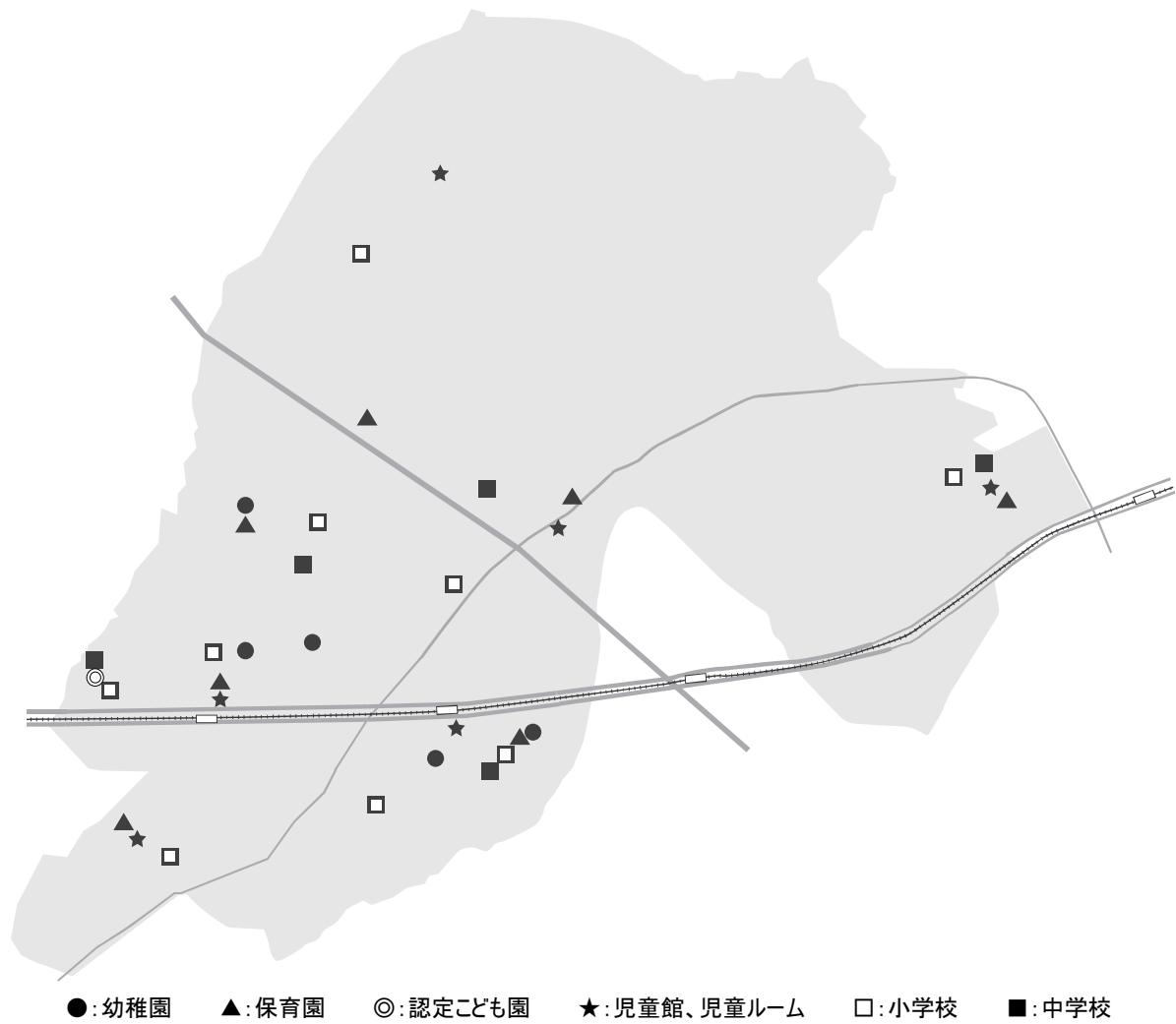
○確保方策

「確保方策」とは、「量の見込み」に対する提供体制の計画のことです。

教育・保育については、子どもの認定区分ごとに、地域子ども・子育て支援事業では各事業の種類ごとに提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めます。

地域子ども・子育て支援事業の種類ごとに、各年度における支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めます。

■白井市の教育・保育施設の状況



第2節 教育・保育の量の見込み、確保方策および実施時期

1 前提となる事項

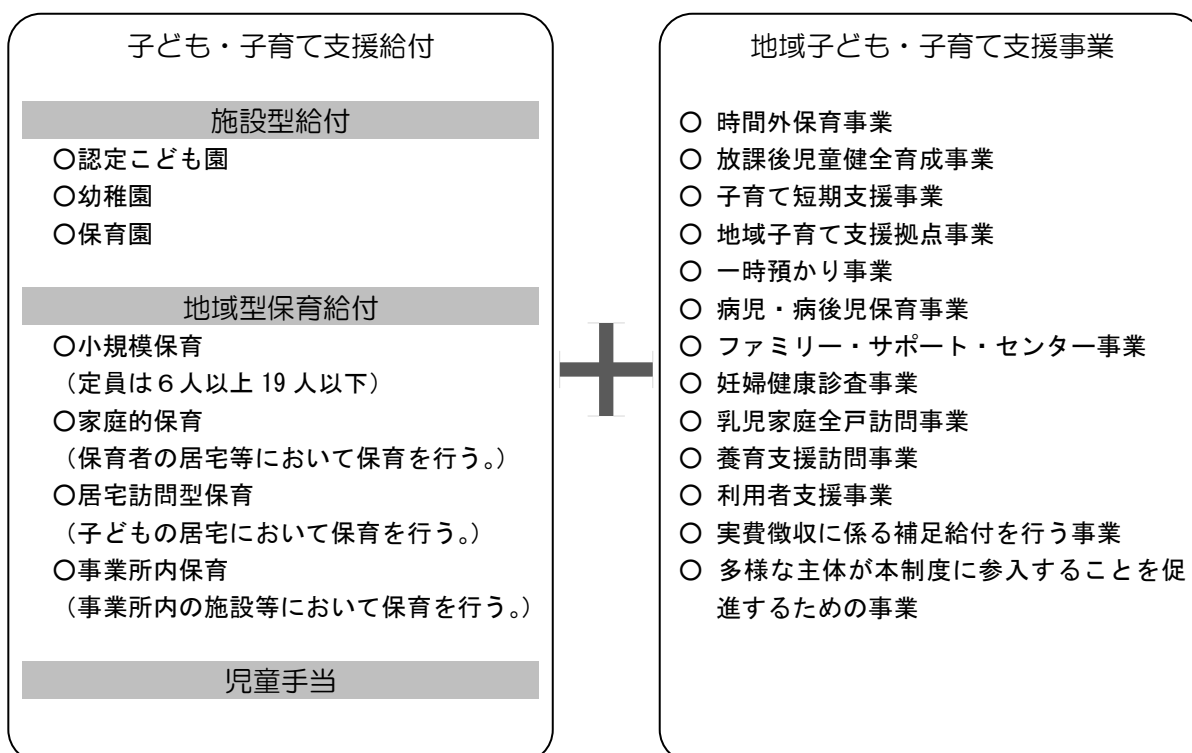
■国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定する。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1～2歳、3～5歳の3区分で設定する。
※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠等について透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論等)
- ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する(ワークシート有)

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



2 教育・保育の確保方策およびその実施時期

■確保方策の考え方

- 教育の定員数については、平成26年度現在、私立幼稚園6園での提供体制があります。
- 保育の定員数については、平成26年度現在、公立保育園3園、私立保育所4園、私立認定こども園1園での提供体制があります。
- 平成27年度から平成31年度にかけては、児童人口の増加とともに見込み量も増加傾向にあるため、とくにニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズと入園保留者の状況を把握しながら検討していきます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

		実績値(平成25年度)			平成27年度			平成28年度		
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要 性あり)
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,182人	569人	387人	1,253人	604人	324人	1,203人	612人	354人
②確保 方策	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,182人	569人	387人	1,300人	604人	318人	1,300人	612人	327人
	地域型保育事業			6人			6人			27人
②-①				6人	0人	0人	6人	0人	0人	27人

		平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要 性あり)
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,189人	628人	363人	1,210人	640人	367人	1,189人	628人	363人
②確保 方策	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,300人	628人	317人	1,300人	640人	321人	1,300人	654人	330人
	地域型保育事業			46人			46人			46人
②-①		111人	0人	0人	90人	0人	0人	84人	0人	0人

■教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保方策

- 公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園の預かり保育のあり方等について、引き続き具体的な検討を進めていきます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、入園保留者の状況に応じて、小規模保育事業等の実施を図ります。
- 就学前から小学校への円滑な移行をめざし、保育士と小学校教諭との情報交換等、保育園・幼稚園・小学校の連携を進めます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 および実施時期

1 地域子ども・子育て支援事業の確保方策および実施時期

(1) 時間外保育事業

■事業の概要

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業。

■確保方策の考え方

○現在、実施している事業を継続しつつ、保育士の配置等の実施体制の整備を図ります。あわせて仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成25年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延利用人数)	834人	829人	857人	874人	895人	938人
確保方策(か所)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

(2) 放課後児童健全育成事業

■事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■確保方策の考え方

○放課後児童クラブは、市内8か所で、小学1年生から小学6年生まで実施しており、市全域での提供体制は概ね確保されています。

○平成27年度の「白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の施行に伴い、一部の学童保育所で、設置基準に適合した運営のための見直しを行います。また、その他の学童保育所についても、学校教育に支障のない範囲で余裕教室の活用を検討、実施し、質の確保に努めます。

○小学校児童数の増加が見込まれ余裕教室を利用している地域については、放課後子ども総合プランの検討など、総合的な放課後児童対策を検討します。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

		実績値 (平成 25 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (実人／年)	低学年	385 人	367 人	381 人	383 人	379 人	363 人
	高学年	106 人	153 人	156 人	157 人	157 人	161 人
確保方策 (実人／年)	低学年	385 人	367 人	381 人	383 人	379 人	363 人
	高学年	106 人	153 人	156 人	157 人	157 人	161 人

(3) 子育て短期支援事業

■事業の概要

○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

■確保方策の考え方

○現在、本市内には、当事業を実施する施設はなく、当事業を実施していません。
○今後は、本計画期間中に近隣市の施設との利用契約を締結することにより、事業の実施を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

		実績値 (平成 25 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用人数)		0 人	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
確保方策(か所)		0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

○公共施設や保育園等に乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■確保方策の考え方

○本市では、子育て支援センター（清水口保育園・南山保育園）とつどいのひろば（白井ふじ保育園・こぞくら保育園・はなぶさ保育園）等で子育て中の親子が自由に遊び、交流し、仲間づくりや情報交換ができる場を提供しています。
○今後は、本計画期間中に子育て支援拠点事業を実施する保育園の支援を行うとともに、既存施設については、技術指導等の支援を行い親子の交流の場づくりの継続的発展につなげます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成25年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延利用人数)	8,954人	10,011人	10,887人	11,159人	11,264人	11,571人
確保方策 (年間延利用人数)	8,954人	10,011人	10,887人	11,159人	11,264人	11,571人
確保方策(か所)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	7か所

(5) 一時預かり事業

■事業の概要

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園などにおいて、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

■確保方策の考え方

○保護者の就労などにより、保育園での一時預かりの状況は、今後も増えていくと見込まれることから、利用できる日数を増やし保育士の確保等により受け入れ体制の確保に努めます。
○幼稚園での預かり保育の状況は、共働きする家庭が増えていることから、現在、私立保育園において実施している預かり保育の拡充を図り、受け入れ体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成25年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延利用人数)	23,484	22,134人	22,292人	22,220人	22,336人	23,012人
確保方策 (年間延利用人数)	23,484	22,134人	22,292人	22,220人	22,336人	23,012人
確保方策(か所)	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

(6) 病児・病後児保育事業

■事業の概要

○病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師と保育士が一時的に保育する事業。

■確保方策の考え方

○現在、市内に提供する病院はありませんが、鎌ヶ谷市にある鎌ヶ谷総合病院において病後児保育を実施しています。
○今後、本計画期間中に市内の病院と委託契約を締結することにより、事業の実施を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成 25 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用人数)	11 人	16 人	17 人	18 人	19 人	21 人
確保方策 (年間延利用人数)	11 人	16 人	17 人	18 人	19 人	21 人
確保方策(か所)	1か所	1か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

■事業の概要

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■確保方策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、平成 25 年度現在、清水口保育園内にある子育て支援センター「スマイル」の 1 か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成 25 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用人数)	520 人	475 人	542 人	542 人	590 人	542 人
確保方策(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 妊婦健康診査事業

■事業の概要

○妊婦の健康の保持および増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するよう、妊婦健康状態の把握や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた検査を実施する事業。

■確保方策の考え方

○妊婦健診事業については、母子手帳交付時に受診票（平成 26 年時点では 14 回分）を交付し、契約医療機関で実施した健診の検査費用の一部助成を行っており、提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成 25 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用人数)	5,357 人	6,055 人	6,212 人	6,212 人	6,134 人	6,223 人
確保方策 (年間延利用人数)	5,357 人	6,055 人	6,212 人	6,212 人	6,134 人	6,223 人

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の概要

○生後 4 か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■確保方策の考え方

○現在、母子保健推進員の協力の下、新生児のいる全ての家庭を訪問しており、提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成 25 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用人数)	445 人	529 人	548 人	553 人	550 人	562 人
確保方策 (年間延利用人数)	445 人	529 人	548 人	553 人	550 人	562 人

(10) 養育支援訪問事業

■事業の概要

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導・助言・家事・育児援助等を行っており、提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成 25 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用人数)	26 人	23 人	24 人	24 人	24 人	24 人
確保方策 (年間延利用人数)	26 人	23 人	24 人	24 人	24 人	24 人

(11) 利用者支援事業**■事業の概要**

○子どもおよびその保護者等が、教育・保育施設（幼稚園・保育園等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう利用者支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を実施する事業。

■確保方策の考え方

○児童家庭課等の窓口において、子育て相談や必要な情報提供を行うとともに、地域子育て支援センターでは、子育て機能を保育園の利用者だけでなく、地域の家庭にも役立てていただく子育て支援の場として、育児アドバイスや育児情報の提供を行っています。

○今後も、育児の情報交換や子育ての悩み相談、子育てに役立つ講演会などにより子育て家庭に寄り添った、幅広い子育て支援ができるようにしていきます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」および「実施時期」

	実績値 (平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(か所)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
確保方策(か所)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**■事業の概要**

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

■確保方策の考え方

○保護者の世帯所得状況などを勘案しながら、保育の充実に努めていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**■事業の概要**

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

■確保方策の考え方

○市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施します。

第5章 次世代育成支援に関する施策の展開

■計画の体系



第1節 母子の健康の保持・増進

1 妊娠期から乳幼児期の保健対策

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開し、健康診査や相談事業の充実を図ります。

no	項目	概要	担当課等
1	妊娠届出書提出時の母子健康手帳の交付と保健指導	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が、妊婦の健康状態の把握や妊娠初期のからだの変化などについて保健指導を実施する。	健康課
2	妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康課
3	マタニティ向け講座	妊娠・出産に関する知識の提供や妊婦同士の交流等を目的に『子育て応援講座』『マタニティカフェ』『プレ☆パパママスクール』『マタニティコンサート+α』等の妊婦やその家族を対象としたイベント・講座を実施する。	健康課
4	健康相談	保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が保健福祉センターや電話で、子どもの健康や育児などの相談に応じる。	健康課
5	訪問指導	妊娠・出産・育児等に対する不安の軽減、疾病の予防・健康の保持・増進を図るため、専門職が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、保健指導を行う。	健康課
6	ヘルパー派遣	妊娠期や母親が病気等により日常生活に支障が生じる場合に、ヘルパーを派遣する。	児童家庭課
7	新生児訪問	生後28日以内の新生児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、保健指導を行う。	健康課
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる世帯に母子保健推進員・保健師が訪問し、乳児および保護者の子育て状況の把握、子育て情報の提供を行う。	健康課
9	乳児健康診査	発育・発達の確認と疾病等の早期発見のため、契約医療機関において健診を実施する。	健康課
10	4か月育児相談	満4か月児を対象に、心身の発育・発達を確認し、育児不安の解消を図るため、保健師・助産師・栄養士が相談を行う。	健康課
11	かみかみ教室	満9か月児を対象に、乳幼児期の食生活や口腔衛生習慣確立支援のため、栄養士や歯科衛生士等による講話や相談を行う。	健康課

no	項目	概要	担当課等
12	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査	1歳6か月児および3歳6か月児を対象に、医師・歯科医師・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などが、発育・発達の確認と疾病などの早期発見や育児相談を行う。	健康課
13	2歳児歯科健康診査	2歳6か月児を対象に、歯科医師が健診を実施し、歯科衛生士・栄養士・保健師などが育児相談を行う。希望者にはむし歯の予防処置としてフッ素を塗布する。	健康課
14	すくすく子育て相談・すくすくおやこルーム	心理専門職が、子どもの発達に関する個別相談や親子教室を実施する。	健康課
15	予防接種事業	感染症予防のため、予防接種法による定期予防接種を実施する。	健康課
16	乳幼児期の母子保健向上に関する啓発活動	母子保健向上のため、児童館・保育園等で子育て中の家族を対象とした健康教育等を実施する。	健康課
17	幼児期からの性（生）教育の取り組み	3歳児健診の際に、将来の思春期保健に繋がる性教育に関する情報を提供するとともに、幼児期から、性（生）に対しての教育を行う。	健康課
18	保育園・幼稚園等での食育推進	楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う食育を推進する。	児童家庭課

2 学童期・思春期の保健対策

子どもの生涯にわたる健康づくりに向け、適切な生活習慣の形成を図り、健康教育を推進します。

no	項目	概要	担当課等
19	生活習慣病（小児）予防検査	児童・生徒の健康の保持増進と疾病予防のため、小・中学生を対象に検査を行う。	学校教育課
20	学童期・思春期の母子保健向上に関する啓発活動	母子保健向上のため、学校で食育や歯科口腔保健の健康教育等を実施する。	学校教育課 健康課
21	思春期課題への取り組み	小・中学生を対象に性教育（エイズ予防教育）や薬物乱用防止の啓発や情報の提供を行う。	学校教育課

3 小児医療の充実

地域で安心して子育てができるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。

no	項目	概要	担当課等
22	子ども医療費助成	保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児・小学生・中学生の医療費を助成する。	健康課
23	養育医療費助成	出生児体重 2,000 グラム以下で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関での治療にかかる医療費を公費で負担する。	健康課
24	休日・夜間診療の推進	休日や夜間などでも安心して診療が受けられるよう、医療体制の充実に努める。	健康課
25	病後児保育の実施	子どもが病気の回復期にあつて、保育所等での保育が困難な期間、病院に併設の施設で子どもの保育を行う。	児童家庭課
26	医療機関情報の提供	健康カレンダー、ホームページ、暮らしの便利帳等により、医療機関の情報を提供する。	健康課 関係各課

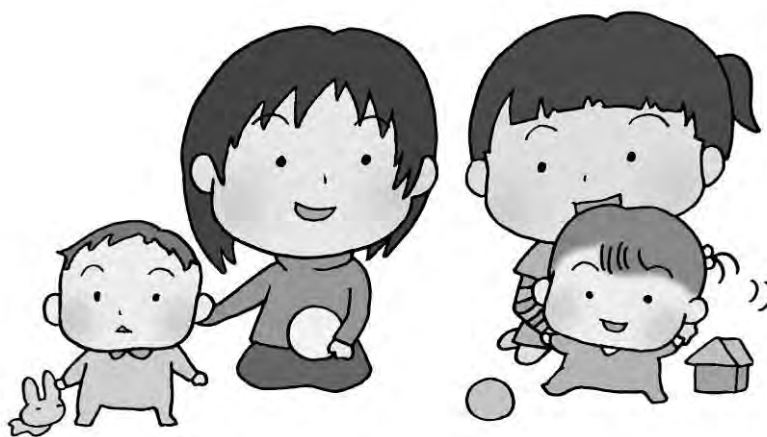


第2節 地域における子育ての支援

1 子育て支援サービスの充実

保育園の子育てにおける専門的な機能を活かし、地域との交流事業の推進を図ります。

no	項目	概要	担当課等
27	公立保育園での一時保育事業の実施	保護者の病気や仕事の都合等により、一時的に保育が必要になった場合に、公立保育園で保育を行う。	児童家庭課
28	幼稚園就園児家庭への補助	幼稚園就園児家庭を対象に、幼稚園就園のための補助を行う。	児童家庭課
29	公立保育園での乳幼児保育の実施	生後57日目からの保育を、公立保育園で実施する。	児童家庭課
30	延長保育事業	保育認定を受けた子どもを、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育園や認定こども園等において保育を実施する。	児童家庭課
31	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	児童家庭課



2 子育て家庭と地域のつながり

身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。また、各種子育て支援サービスの充実を図り、市広報紙等各種の情報媒体を活用した情報提供を進めます。また、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

(1) 子育て中の親子同士の交流や相談および子育て情報の提供

no	項目	概要	担当課等
32	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供等を実施するとともに、多様な主体の参画による地域支援を推進する。	児童家庭課
33	母子自立支援員による相談	母子家庭等の生活や就労、子育ての相談についての支援・助言を行う。	児童家庭課
34	福祉施設サービス苦情解決制度	苦情解決に公平性・中立性を確保し、客観的な視点から利用者の立場に適した対応を図るため、第三者相談員による相談を行う。	保健福祉相談室
35	子育て相談窓口	家庭児童相談室において、子育てに関する相談を受け、関連機関と連携して、問題解決に向けた支援を行う。また、子育てに関する情報提供を行う。	保健福祉相談室
36	子育て支援の情報提供	さまざまな子育て支援情報を収集し提供する。また、子育て情報副読本の発行やホームページの開設等、情報提供の方法を工夫する。	保健福祉相談室

(2) 子育て家庭や地域との交流の促進

no	項目	概要	担当課等
37	地域ぐるみの子育て支援活動	母子の孤立防止や育児不安軽減のため、仲間づくりの機会を提供したり、自主サークルの支援等を行うとともに、母子保健推進員活動等を通じて、子育てしやすい環境づくりを行う。	健康課
38	子育て親子のたまり場事業	子育て親子が気軽に集い、交流を図れるたまり場として、児童館での活動の場を提供する。	児童家庭課 (児童館)
39	ふれあい事業	お年寄りと児童等の異年齢の交流や親睦を図る。また、地域の古きよき伝統文化を学び伝える。	児童家庭課 (児童館)
40	親子教室	親子のコミュニケーションづくりを支援する。また、地域とのつながりを深め、仲間づくりを促す。	児童家庭課 (児童館)

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 子どもの居場所・体験機会の提供

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。

(1) 放課後児童対策の充実

no	項目	概要	担当課等
41	学童保育所の充実	学童保育所の運営形態について調査研究し、保育環境の整備を図る。また、学童保育所を計画的に整備する。	児童家庭課
42	学童保育料の助成	生活保護法による被保護世帯および住民税非課税世帯を対象に、学童保育料の一部を助成する。	児童家庭課
43	放課後子ども教室の充実	子どもたちの安全・安心な居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のために、コーディネーター等や地域団体と協力しながら、学校の空き教室等で様々な体験活動や交流活動等を実施する放課後子ども教室の整備・拡充に努める。	生涯学習課

(2) 子どもの居場所・遊び場づくり

no	項目	概要	担当課等
44	図書館子どもサービスの充実	図書館の利用促進および読書普及を図るため、子どもを対象とした集会行事や推薦図書の展示等を行う。	児童家庭課
45	学校図書館等の教育機関との連携	学校および教育機関の学習支援や読書普及のため、団体貸出資料の配達および学校図書館担当者との連絡会議等を行い、連携を図る。	児童家庭課
46	子どもの遊び場の整備	既存遊具の改修を行い、遊び場の環境整備に努める。	児童家庭課



2 子どもの悩み等への対応

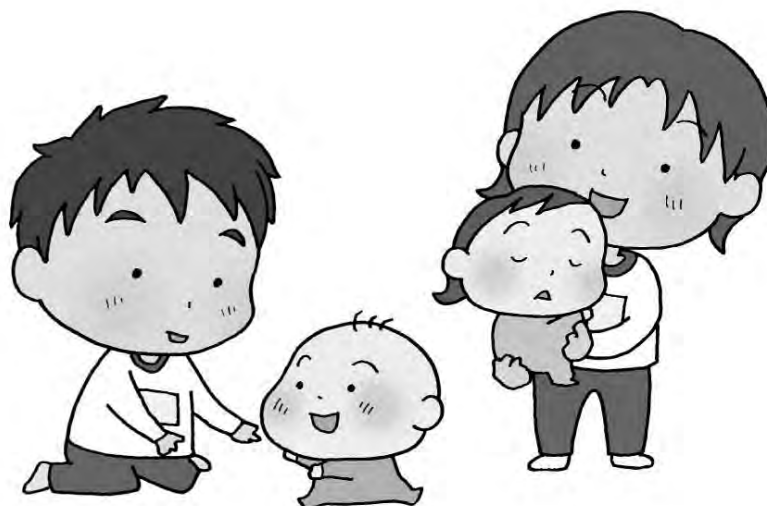
心身の発達に関する悩み等に対応するため、各種相談事業との連携を図ります。

no	項目	概要	担当課等
47	子ども自身が相談できる体制の整備	家庭児童相談室やほっとハート（主任児童委員による相談）において、子ども自身が相談できる窓口を確保する。	保健福祉相談室
48	就学相談	心身に障がいのある子どもの就学および学校生活などについて、相談に応じる。	学校教育課
49	教育相談	家庭生活や学校生活での悩みや課題への対応、いじめ問題の解決のため、児童生徒および保護者や教師を対象に、電話・面談・訪問による相談を行い、よりよい人間関係づくりや充実した生活が送れるよう支援する。	学校教育課（教育相談室）

3 学校と地域の連携の推進

学校と地域が連携し、中高生等との交流を進めます。

no	項目	概要	担当課等
50	赤ちゃんふれあう機会の提供	保育園や児童館において中高生等のボランティアの受け入れを行い、赤ちゃんふれあう機会を提供し、子育てへの抵抗感を和らげる。また、妊娠中のお母さんと赤ちゃんとのふれあい事業を実施する。	児童家庭課



第4節 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 働き方の啓発

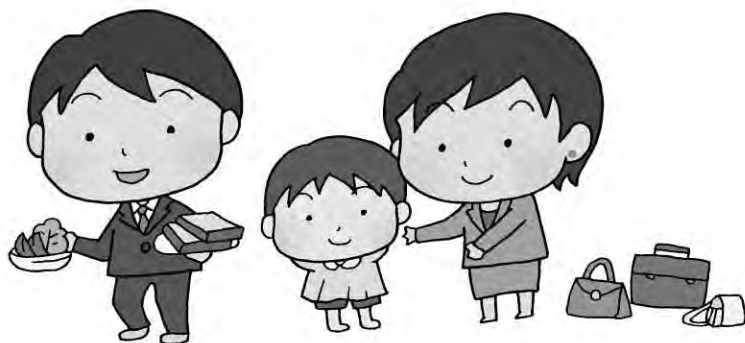
ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働きやすい環境をつくるための意識啓発や企業の取の組みに対する啓発を行います。また、男性の子育て等への関わりを促進する事業に取り組みます。

no	項目	概要	担当課等
51	各種制度の利用促進のための啓発	労働基準法や育児・介護休業法等、仕事と家庭の両立を支援するための制度の利用を促進するため、事業主に対する啓発を行う。	商工振興課
52	父親の育児参加についての啓発	母子手帳交付等の際に「父子手帳」を配布し、父親の育児参加の啓発を行う。	健康課
53	父親参加型事業の実施	保育参観等、子育て支援センターにおいて、父親と子どもを対象とした事業を実施する。	児童家庭課

2 就労支援と再就職のための支援

出産や育児により退職した女性の再就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。

no	項目	概要	担当課等
54	女性の再就職への研修事業	再就職など女性の就労を促進するため、セミナーなどを開催し情報提供を行う。	商工振興課
55	労働相談	雇用に伴うトラブルに悩む労働者・使用者のための個別労働相談を実施する。	商工振興課



第5節 子どもの安全の確保

1 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

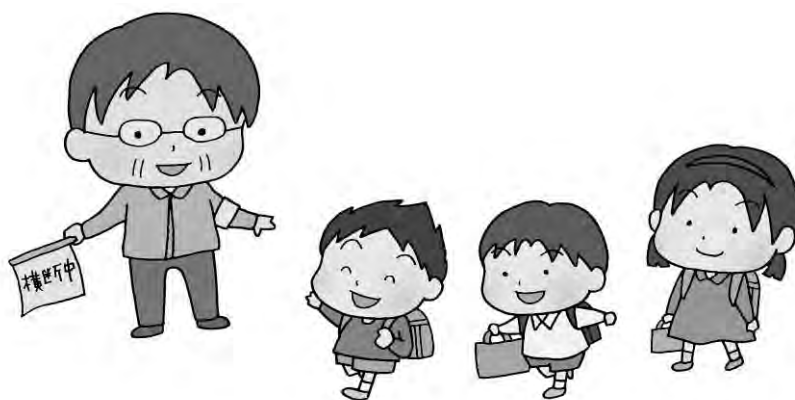
子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の環境を整備するとともに、防犯意識の啓発を図ります。

no	項目	概要	担当課等
56	防犯パトロールの実施	防犯指導員と自治会等の協力により、パトロールを実施する。	市民安全課
57	防犯リーフレットの作成・普及	防犯意識の啓発を目的としたリーフレットを作成、自治会を通じた配布・回覧を行い、犯罪に巻き込まれない意識の高揚を図る。	市民安全課

2 暮らしやすい環境整備の整備・充実

公共施設のバリアフリーを推進し、子育て家庭が暮らしやすい環境の整備を進めます。

no	項目	概要	担当課等
58	交通安全教室の開催	保育園・幼稚園・小学校・中学校において、交通安全教室を開催し、交通安全思想の普及を図る。	市民安全課
59	公共施設のバリアフリー	子育てに配慮した施設の整備を推進する（オムツ交換台、ベビーベッド、ベビーチェアの設置等）。	関係各課



第6節 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

1 困難を抱える子どもや家庭への支援

障がい児の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、障がい児をもつ家庭での子育て負担の軽減を図ります。また、様々な困難を抱える子どもや家庭への経済的支援を図ります。

(1) 障がい児等の支援の拡充

no	項目	概要	担当課等
60	こども発達センター事業	発達障がいのある児童または発達に支援を要する児童とその保護者に対し、日常生活の指導や相談等を行う。	児童家庭課
61	障がい者（児）への各種福祉サービス事業	手話通訳者の派遣や障がい者（児）の短期入所、更生事業等各種福祉サービスを行い、在宅者の福祉の向上を図る。	社会福祉課
62	障がい者（児）への各種助成事業	障がい者（児）に対し、医療費や施設通所にかかる交通費、日常生活用具等の購入費の助成を行い、負担を軽減する。	社会福祉課
63	心身障がい者（児）一時介護料助成	心身障がい者（児）が一時的に有料で介護を受けた場合に、その費用の全部または一部を助成する。	社会福祉課
64	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付する。	健康課

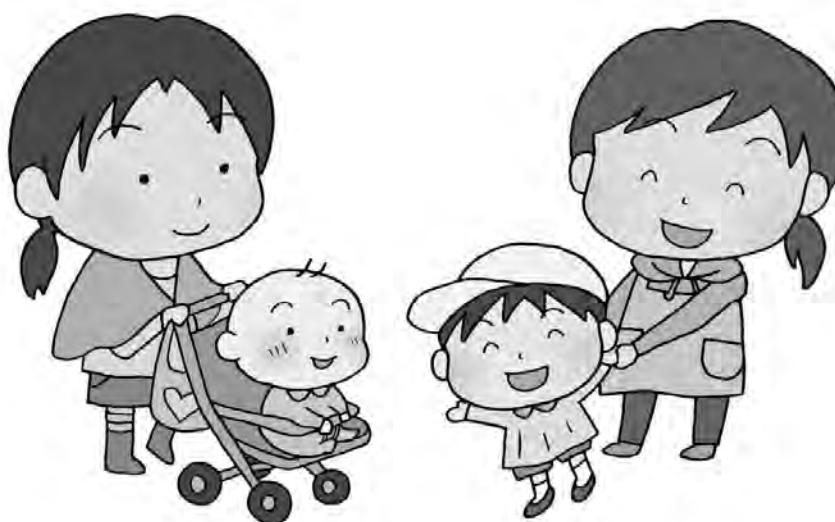
(2) 経済的支援の充実

no	項目	概要	担当課等
65	ひとり親家庭の医療費助成	母子・父子家庭の親およびその児童の通院、入院または調剤にかかる保険分医療費の自己負担分の一部を助成する。	児童家庭課
66	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の保護者が病気等により日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子どもの保育を行う。	児童家庭課
67	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母が就職や職業能力向上に必要な技術修得のために、講座を受講する場合の受講費用等の一部助成や、資格取得のために2年以上養成機関で修業する場合の生活費の一部助成を行う。	児童家庭課

2 子どもの権利擁護・虐待防止

児童虐待防止の体制を整備し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。

no	項目	概要	担当課等
68	児童虐待防止事業の充実	子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭への支援事業の充実を図り、児童虐待防止に努める。	保健福祉相談室 関係各課
69	児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）	児童虐待問題に対する早期発見・早期対応を促進するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の日頃子どもに接する機会の多い関係機関が連携した、ネットワークを活用する。	保健福祉相談室 関係各課
70	「白井市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止施策の推進	平成26年5月に策定された「白井市いじめ防止基本方針」に基づいて、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、学校や地域住民、家庭、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組む。	学校教育課



第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画について

第1節 白井市母子保健計画

1 計画の趣旨

近年の少子高齢化や核家族化、女性の社会進出の増加等、母子保健をめぐる環境は大きく変化しており、国・県の施策の動向も見据え、地域の特性に即した母子保健対策の推進が重要になっています。

平成6年に母子保健法が改正され、地方自治体が主体となって、妊婦および乳幼児について一貫した母子保健事業を実施するよう定められました。また、平成13年には、「健康日本21計画」の一環として、母子保健計画を見直し、健康指標等を目標値として設定した新たな計画として「健やか親子21」が策定されました。

平成26年度には「健やか親子21」の計画期間が終了年度を迎えることから、平成27年度から平成36年度を計画期間とした「健やか親子21（第2次）」を策定し、これに伴い、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するために、各自治体に対して「母子保健計画」の策定や見直しを行うことが求められています。

本市における母子保健計画は、平成17年度に策定された「しろい子どもプラン～次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）～」に統合されており、平成27年度からは「しろい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に内容を引き継ぐこととしました。

「しろい子どもプラン～次世代育成支援行動計画（後期計画）～」策定時に計画された母子保健事業は概ね計画どおり実施され、母子保健対策は充実されてきたといえます。

今後は、育児経験・知識不足や子どもの発達・発育の偏り等によって育てにくさを感じる親への支援や虐待対策のさらなる強化等、複雑化・個別化している個々の家庭の抱える問題へのきめ細かい支援の充実が必要です。また、妊婦の喫煙対策・食習慣が確立される前の子どもたちへの食育等の重要な問題に焦点を当て、目標値を定めて取り組んでいく必要があります。

3 母子保健計画における課題と施策の展開

(1) 国における課題

国では、10年後（平成36年度）の「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、3つの基盤課題と2つの重点課題を設定しており、「健やか親子21（第2次）」においては、これらの課題ごとに目標設定の考え方を整理しています。

本母子保健事業計画においても、国の設定した5つの課題を前提に、本市における母子保健を取り巻く現状や課題を踏まえながら、母子保健施策を行います。

◇参考「健やか親子21（第2次）」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指す。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた母子保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、他分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ※のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図る。 ※育てにくさ：子育てに関わる者が感じる育児上の困惑感
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、以下の取り組みの充実を図る。 ①発生予防策として、妊娠届出時など妊娠期から母子と関わりを持つ。 ②早期発見・早期対応策として、新生児訪問などの母子保健事業と関係機関の連携を強化する。

参考：厚生労働省『「健やか親子21（第2次）」について 検討会報告書』

（２）白井市における取り組み

目標A 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

- 母子手帳交付時、出生届出時等の面接やマタニティ向け講座等で、妊婦の禁煙や禁酒・産後のメンタルヘルス等について啓発を行います。
- 1歳6か月児健診および3歳児健診で、疾病等の早期発見に努めるとともに、発達・発育の確認や育児相談を行います。
- 保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が、定期的に健康相談を開催するとともに、常時窓口や電話での相談を行い、子どもの健康や育児に関する相談の機会を提供します。
- 子どもたちの心の安らかな発達が促されるよう、マタニティ向け講座・幼児健診・母子保健推進員活動等を通じて、子どもの自尊感情を育てることの重要性を伝え、子どもへの関わり方をアドバイスします。

目標B 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

- 小中学校の児童・生徒に正しい食生活の知識・習慣を身につけさせるため、食材の栄養価、栄養素などの基礎知識の啓発を行います。
- 疾病等の早期発見および将来の生活習慣病予防を目的として、小学5年生・中学1年生を対象に、身体計測や血圧・血液・心電図等の検査を行います（生活習慣病（小児）予防検査）。
- 歯の健康保持増進を図るため、小学校に学校歯科医等が出向き、歯磨き指導を行います。
- 薬物乱用防止のため、小・中学生を対象に薬物の有害性・危険性の啓発を行います。

目標C 妊産婦や子供の成長を見守り親子を孤立させない環境整備の充実

- マタニティ向け講座や父子手帳の配布等を通じて、父親の育児参加を促します。
- マタニティ向け講座や乳児とその家族を対象としたサロン等を開催し、子育て中の親子が交流し、仲間づくりができる機会を提供します。
- 慣れない子育てに戸惑いや不安を強く感じやすい4か月未満の時期に地域に住む母子保健推進員が中心となり乳児のいる全家庭を訪問して、母子の様子をうかがいます。また、地域で楽しく子育てできるよう子育て支援を行っている施設等の情報提供を行います（乳児家庭全戸訪問）。

重点目標1 親や子どもの多様性を尊重し、親に寄り添う支援の充実

- 母子手帳交付時・出生届出時・新生児訪問・乳児家庭全戸訪問・4か月育児相談・幼児健診等の母子の状況が変化していく各時期に、専門職が母子の身体的・精神的・社会的状況等を確認しながら相談を行い、保護者が心に余裕を持ち、自信を持って育児ができるよう支援を行います。
- 1歳6か月児健診および3歳児健診で、子どもの発育・発達状況を確認し、保護者の悩みや負担感を受け止めながら、個性や発達段階・家庭状況にあわせた育児のアドバイスを行います。また、必要時、心理専門職による発達相談（すくすく子育て相談）の紹介を行ったり、継続した支援を行います。
- 発達相談（すくすく子育て相談）を利用する親子を対象に、あそびを通してお子さんの成長を促す親子教室（すくすくおやこルーム）を行います。

重点目標2 妊娠期からの虐待防止対策の強化

- 母子手帳交付時・出生届出時・新生児訪問・乳児家庭全戸訪問・4か月育児相談・幼児健診等面接の機会に、母子の身体的・精神的状況や家庭環境等をうかがい、アドバイスを行い、虐待の予防に努めます。また、必要に応じて、小学校区ごとの担当保健師が継続的に支援を行いながら、家庭児童相談室・医療機関・保育園・児童相談所等と連携を図り対応していきます。
- 長期間里帰りしているなど、家庭の都合で乳児家庭全戸訪問を行えない場合には、電話等で状況をうかがいます。1歳6か月児健診・3歳児健診においても、受診できない家庭には、家庭訪問や電話等で状況をうかがいます。

（3）数値目標一覧

目標	指標	白井市現状値 (平成26年度)	白井市目標値 (平成31年度)	健やか親子21 目標値 (平成31年度)
目標A	妊婦の喫煙率	2.1%	0%	0%
	病気や発育・発達に関することについて悩む就学前の親の割合（アンケート結果）	33.1%	25.0%	目標値なし
目標B	朝食を欠食する子どもの割合（中学2年生）	11.9%	9.5%	7.0%
目標C	積極的に育児をしている父親の割合（4か月育児相談・1歳6か月児健診・3歳児健診時）	79.0%	85.0%	50.0%
重点 目標1	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（3歳児健診時）	82.9%	90.0%	90.0%
	子どもを叱りすぎているような気がすると思悩む就学前の親の割合（アンケート結果）	35.9%	30.0%	目標値なし
重点 目標2	子育てのストレスがたまると、子どもにあたってしまふことを悩む就学前の親の割合（アンケート）	20.7%	15.0%	目標値なし
	乳児家庭全戸訪問未実施者の把握率	100.0%	100.0%維持	目標値なし

(4) 具体的な取り組み（「第4章 基本施策の展開」参照）

ページ	no	取り組み	目標A	目標B	目標C	重点 目標1	重点 目標2
35	1	妊娠届出書提出時の母子健康手帳の交付と保健指導	○		○	○	○
35	2	妊婦健康診査	○				
35	3	マタニティ向け講座	○		○		
35	4	健康相談	○			○	○
35	5	訪問指導	○			○	○
35	6	ヘルパー派遣	○			○	○
35	7	新生児訪問	○			○	○
35	8	乳児家庭全戸訪問事業	○		○	○	○
35	9	乳児健康診査	○			○	○
35	10	4か月育児相談	○			○	○
35	11	かみかみ教室	○			○	
35	12	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査	○		○	○	○
35	13	2歳児歯科健康診査	○			○	
35	14	すくすく子育て相談・すくすくおやこルーム	○			○	
35	15	予防接種事業	○	○			
36	16	乳幼児期の母子保健向上に関する啓発活動	○			○	
36	17	幼児期からの性(生)教育の取り組み	○				
36	18	保育園・幼稚園での食育推進	○				
36	19	生活習慣病(小児)予防検査		○			
36	20	学童期・思春期の母子保健向上に関する啓発活動		○			
36	21	思春期課題への取り組み		○			
37	22	子ども医療費助成	○	○			
37	23	養育医療費助成	○				
37	24	休日・夜間診療の推進	○	○			
37	25	病後児保育の実施	○				
37	26	医療機関情報の提供	○	○			
39	32	地域子育て支援拠点事業			○	○	
39	33	母子自立支援員による相談			○	○	
39	35	子育て相談窓口			○	○	
39	36	子育て支援の情報提供			○		
39	37	地域ぐるみの子育て支援活動			○	○	
39	38	子育て親子のたまり場事業			○		
39	39	ふれあい事業			○		
39	40	親子教室			○		
41	48	就学相談	○	○		○	
41	49	教育相談		○			
42	52	父親の育児参加についての啓発			○		
45	68	児童虐待防止事業の充実					○
45	68	児童虐待ネットワーク会議の設置					○

第2節 放課後子ども総合プランについて

1 計画の趣旨

共働き家庭等において、子どもが保育園から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなることにより、直面する社会的な問題を、「小1の壁」といいます。

子どもについては、家で一人で過ごす時間が増え、安全面や精神面での影響が懸念されています。両親（特に母親）については、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるケースが多く見られます。

安全・安心な放課後等の居場所の確保については、全国的に早急な整備が求められています。

国においては、共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図り、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的として、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）および地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動等を行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備を進めるための「放課後子ども総合プラン」が平成26年7月に策定されました。

市町村においても、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

本市では、放課後児童クラブの開所時間を保育園と同じ午後7時までとして、「小1の壁」の解消を図ってきました。今後、多様化する各家庭のニーズに対応し、市内の児童の安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するため次の通り整備方針を定めました。

2 白井市における放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の整備方針等

市町村が取り組むべき項目	白井市の方針
①放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	平成31年度における見込量である524人の提供体制を確保します。
②一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブおよび放課後子ども教室について、小学校区内でそれぞれが交流・連携を図ることで一体型の事業展開に努め、放課後の子どもの多様な活動・学習機会の充実や居場所づくりにつなげます。
③放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	子どもたちの安全・安心な居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のために、コーディネーター等や地域団体と協力しながら、放課後子ども教室の整備・拡充に努めます。
④放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策	小学校や幼稚園・保育園をはじめ、それらの近隣の公共施設等も含めて実施可能な場の把握を行い、新たな活動の場の必要性も含め、一体的な提供体制の在り方について協議していきます。
⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等の状況の把握に努め、活用方法を検討します。
⑥放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に向けて、市教育委員会と市児童家庭課で積極的な情報交換・共有を行います。
⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	本市では、放課後児童クラブの開所時間を保育園と同等の19時までとしています。今後も保護者のニーズの把握や保護者との協議の上、適切な開所時間の設定を検討します。
⑧地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に関する検討の場（運営協議会等）について	新たな放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に関する検討を進める場として、市教育委員会と市児童家庭課が連携し、「運営協議会」の設置を検討します。

第7章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制および進行管理について

1 計画の推進体制

本計画は、子育て支援を基本として、保健・教育・障がい等、多岐に分野がわたるため、関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

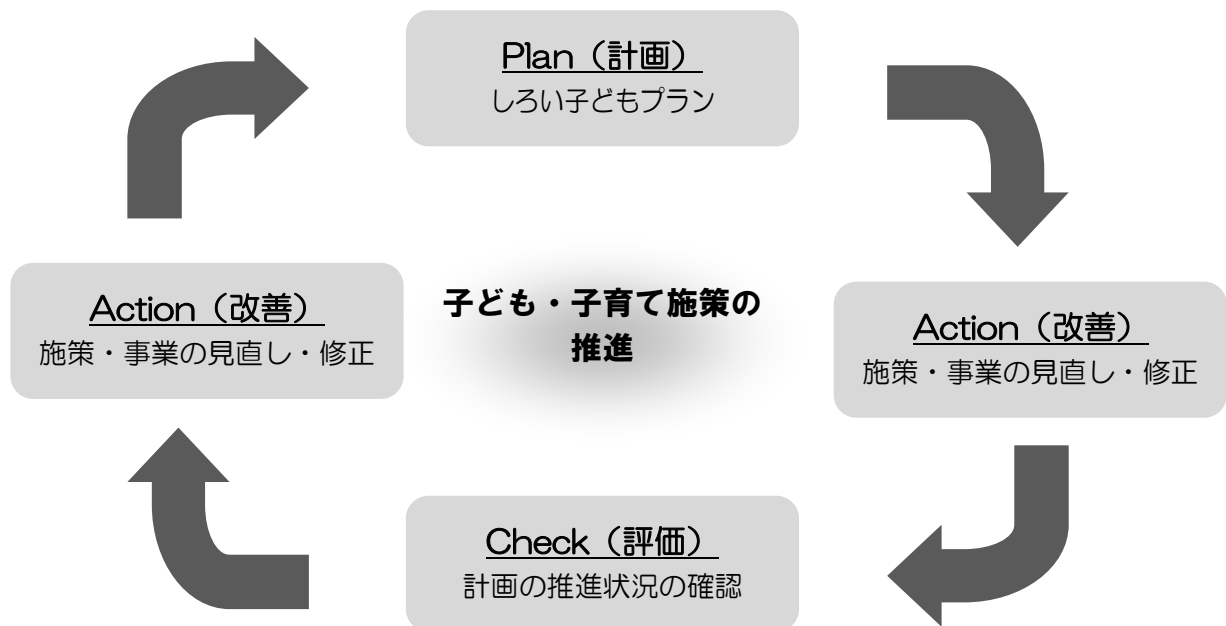
2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

そのため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握を行い、その結果については、広報や市ホームページ等を通じて公表します。

また、「白井市子ども・子育て会議」等において、計画の進行管理や見直しを行います。

◇計画の進行管理におけるPDCAサイクルのイメージ



資料編

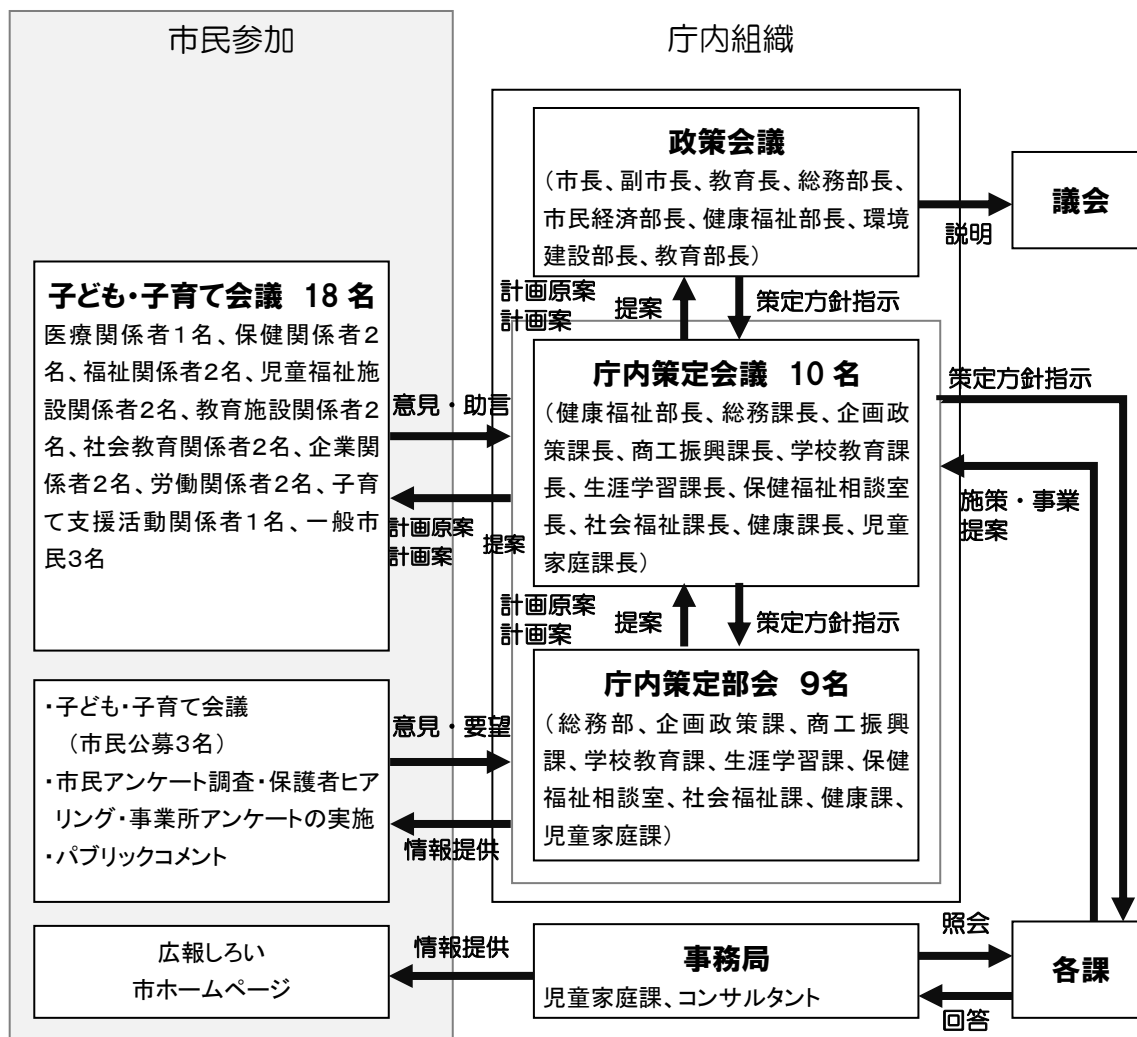
1 策定の経過

年 月 日	会議・内容等
平成 25 年 10 月 8 日	○第 1 回白井市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て会議の役割について ・子ども・子育て支援制度について ・支援事業計画策定について ・支援事業計画策定スケジュールについて ・支援事業計画策定にかかわるアンケート調査票について
平成 25 年 11 月 7 日 ～11 月 25 日	○市民アンケート調査の実施 ・市内在住の就学前の児童の保護者 2,000 人と小学校の児童の保護者 1,000 人に対してアンケート調査を実施（回収率 58.2%）
平成 25 年 1 月 30 日	○第 2 回白井市子ども・子育て会議 ・白井市次世代育成支援地域行動計画（しろい子どもプラン）の進捗状況について ・白井市子育て支援に係るアンケート調査の単純集計結果について
平成 25 年 3 月 26 日	○第 3 回白井市子ども・子育て会議 ・教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて ・教育・保育の提供区域の考え方について ・子ども・子育て支援事業計画（フレーム案）について
平成 25 年 5 月 27 日 ～6 月 3 日	○保護者・関係団体ヒアリング・アンケート調査の実施 ・市内の児童館利用者、地域子育て支援センター利用者（いずれも保護者）に対してヒアリング調査を実施 ・母子保健推進員に対してヒアリング調査を実施 ・障がい児団体会員に対してアンケート調査を実施
平成 26 年 7 月 2 日	○第 4 回白井市子ども・子育て会議 ・子ども子育て支援計画策定スケジュールについて ・子育て支援に係るアンケート調査結果および子育て支援団体等へのヒアリング結果について ・教育・保育の提供区域について ・教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る量について ・子ども・子育て支援事業計画骨子案の作成について ・条例等の制定について
平成 26 年 7 月 2 日 ～7 月 30 日	○アンケート調査の実施 ・市内の幼稚園・保育園・認定こども園に対してアンケート調査を実施（回収率 100%）
平成 26 年 7 月 30 日	○第 5 回白井市子ども・子育て会議 ・新たな条例（案）について ・子ども子育て支援計画策定スケジュールについて
平成 26 年 10 月 16 日	○第 6 回白井市子ども・子育て会議 ・教育・保育等の見込み量と確保策について ・子ども・子育て支援事業計画の素案の検討について
平成 26 年 12 月 日	○第 7 回白井市子ども・子育て会議 ・白井市子ども・子育て支援事業計画案について

2 計画策定体制

本計画策定にあたっては、幅広く市民の意見を聴取するために、市民アンケート調査や保護者へのヒアリング調査、事業所へのアンケート調査、パブリックコメントでの意見公募を行いました。さらに、子ども・子育て会議による計画案での計画の検討を行いました。

◇計画の策定体制図



3 白井市子ども・子育て会議の法的位置づけ

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

白井市附属機関条例 ※一部抜粋

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 白井市子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

no	所 属	氏 名	備 考
1	印旛市郡医師会 印西白井地区白井支部	鳥 海 佳代子	
2	印旛健康福祉センター	金 子 恵 子	
3	白井市母子保健推進員 協議会	菅 森 美由紀	
4	白井市民生委員児童委員 連絡協議会	浅 野 香	副会長
5	白井市学童保育連絡協議会	田 村 明日香	
6	白井市私立幼稚園連絡協議会	風 間 博 之	委嘱期間 平成 26 年 1 月 19 日まで
		風 間 一 郎	委嘱期間 平成 26 年 1 月 20 日から
7	白井市校長会	宮 田 照 子	委嘱期間 平成 26 年 7 月 1 日まで
		新 倉 一 宏	委嘱期間 平成 26 年 7 月 2 日から
8	白井市青少年相談員 連絡協議会	廣 澤 修 司	会長
9	白井市小中学校 P T A 連絡協議会	山 口 徹	委嘱期間 平成 26 年 7 月 1 日まで
		伊 藤 範 雄	委嘱期間 平成 26 年 7 月 2 日から
10	白井市商工会	鈴 木 孝	
11	白井工業団地協議会	駒 村 武 夫	
12	いちごの会	星 直 美	
13	白井市民間保育園連盟	嶋 本 賢 修	
14	清水口保育園 「子育て支援センター」	木 村 和 子	
15	南山保育園父母の会	大古場 真 弓	委嘱期間 平成 26 年 7 月 1 日まで
		堀 井 由喜江	委嘱期間 平成 26 年 7 月 2 日から
16	公募委員	田 中 卓 也	
17	公募委員	穴 田 裕 美	
18	公募委員	森 富 美	

※子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

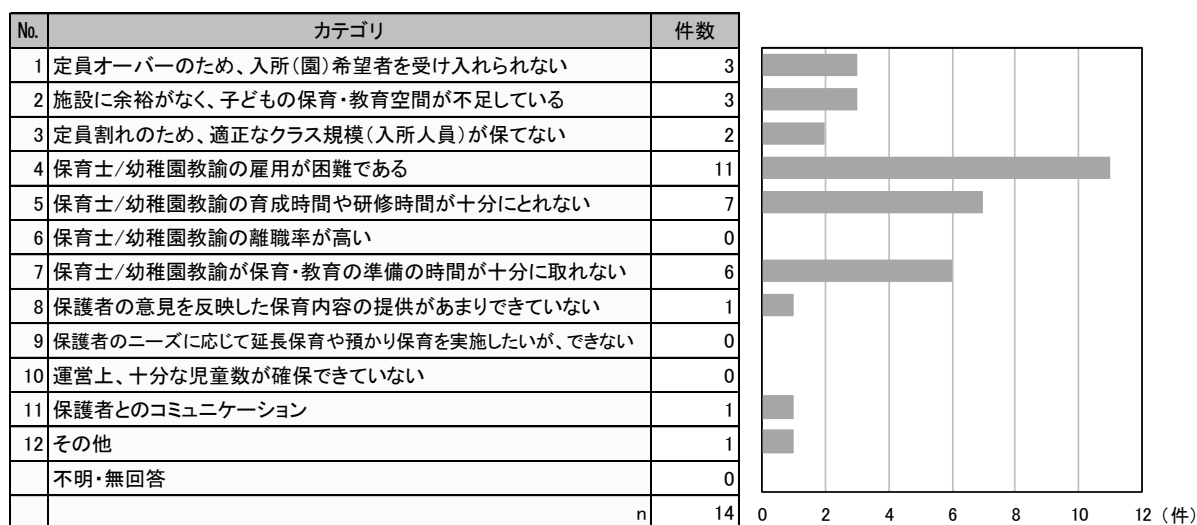
5 幼稚園・保育園・認定こども園へのアンケート調査結果概要

調査概要

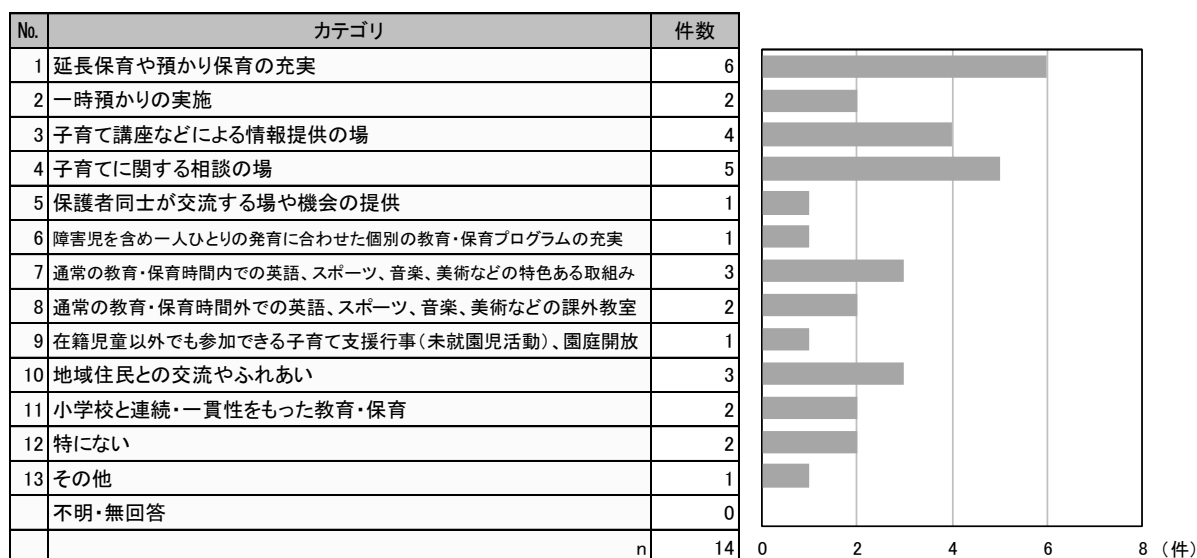
○子ども・子育て新制度への移行にあたり、各事業所の意向を把握し、「白井市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎資料を得るため、市内の幼稚園6園、保育園7園、認定こども園1園に対してアンケート調査を実施した。

調査期間：平成26年7月 回収率：100%（全14園）

（１）現在、施設の運営上、特に課題となっていること（複数回答）

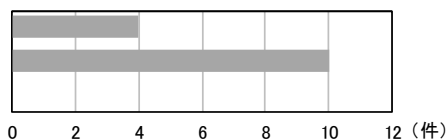


（２）充実していきたい役割や機能（複数回答）



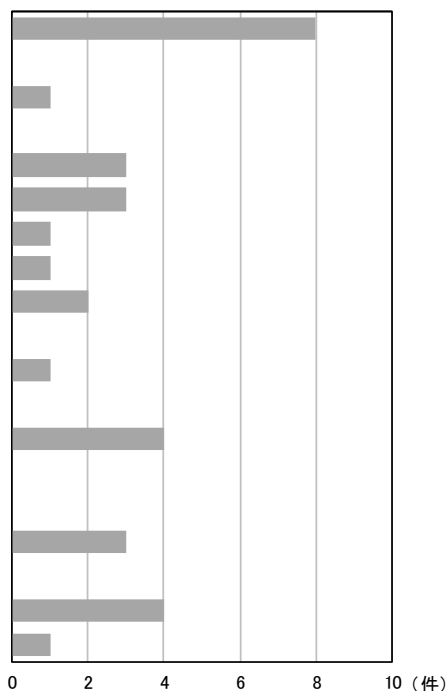
(3) 特別支援教育（障がい児保育）の状況（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	実施している	4
2	していない	10
	不明・無回答	0
	n	14



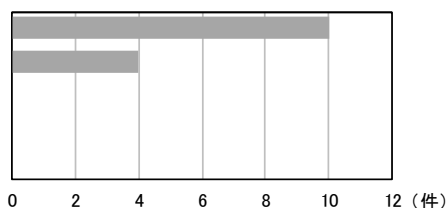
(4) 優先的に実施してほしい就学前児童に対する施策（複数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	幼稚園や保育園にかかる費用の軽減	8
2	幼稚園の数や定員増	0
3	保育園の数や定員増	1
4	幼稚園と保育園機能をあわせもつ施設の創設	0
5	日中の一時的な預かり保育の拡充	3
6	私立幼稚園における預かり保育の拡充	3
7	認可外保育施設への運営支援	1
8	認可外保育施設の認可化支援	1
9	保育園における延長保育時間の延長	2
10	急病や冠婚葬祭など緊急時の夜間・お泊り保育	0
11	パート等短時間の勤務に対応する保育	1
12	週2～3日といった勤務に対応する保育	0
13	子どもが病気のときに預かる保育	4
14	休日の保育	0
15	夜間(21時以降)の保育	0
16	子育て相談サービスの充実	3
17	特にない	0
18	その他	4
	不明・無回答	1
	n	14



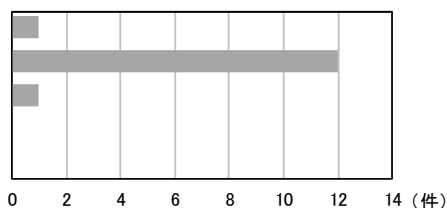
(5) 全ての3歳児が保育を受けることについて（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	重要だと思う	10
2	どちらかといえば重要だと思う	4
3	あまり重要だと思わない	0
4	重要だと思わない	0
	不明・無回答	0
	n	14



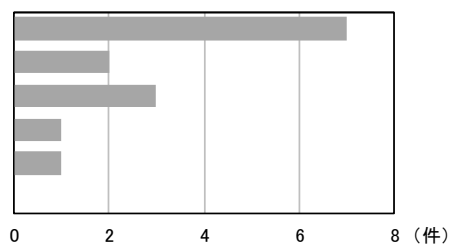
(6) 子ども・子育て関連3法の内容について（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	よく知っている	1
2	概要は知っている	12
3	聞いたことはあるが、内容までは知らない	1
4	全く知らない	0
	不明・無回答	0
	n	14



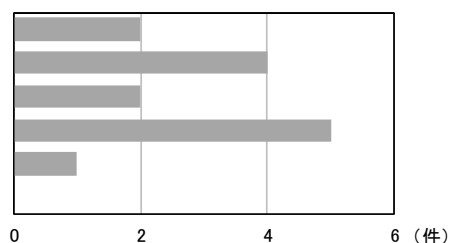
(7) 希望する教育・保育が受けられる制度が望ましいか（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	そう思う	7
2	どちらかといえばそう思う	2
3	どちらかといえばそう思わない	3
4	思わない	1
5	わからない	1
	不明・無回答	0
	n	14



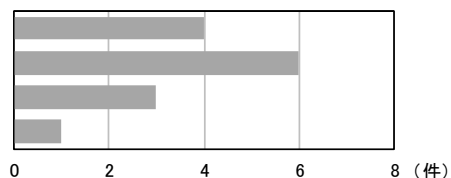
(8) 今後の就学前施設のあり方について（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	保育施設が並存	2
2	幼保の機能をあわせもつ施設が並存	4
3	全ての施設が幼保の機能をあわせもつ	2
4	わからない	5
5	その他	1
	不明・無回答	0
	n	14



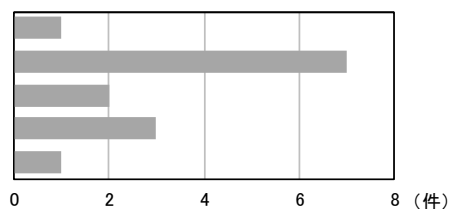
(9) 認定こども園への移行を検討したことがあるか（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	ある	4
2	ない	6
3	その他	3
	不明・無回答	1
	n	14



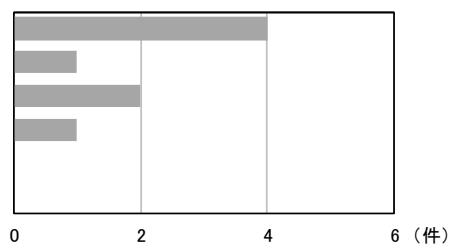
(10) 今後、認定こども園への移行を検討するか（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	する	1
2	条件が合えば検討する	7
3	しない	2
4	わからない	3
	不明・無回答	1
	n	14



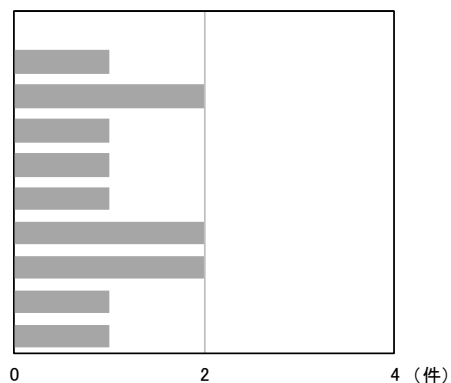
(11) 移行を検討する場合の認定こども園のタイプについて（単数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	幼保連携型	4
2	幼稚園型	1
3	保育所型	2
4	地方裁量型	1
5	わからない	0
	不明・無回答	0
	n	8



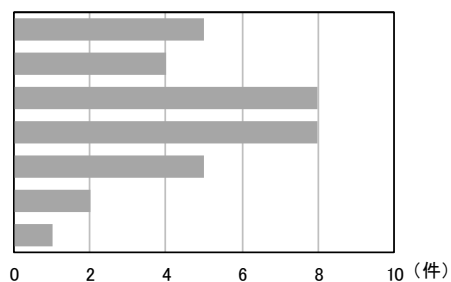
(12) 認定こども園に移行しない理由について（複数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	特になし	0
2	長時部・短時部の設定が困難	1
3	職員体制が困難	2
4	カリキュラム編成が困難	1
5	認可等事務手続きが煩雑	1
6	わからない	1
7	現在のままが妥当	2
8	現時点で移行の必要性を感じない	2
9	その他	1
	不明・無回答	1
	n	5



(13) 認定こども園に移行する場合、対策が必要なもの（複数回答）

No.	カテゴリ	件数
1	保育室等の増築・改修	5
2	給食室の増築補助	4
3	職員配置体制の充実	8
4	保育カリキュラムの再構築	8
5	わからない	5
6	その他	2
	不明・無回答	1
	n	14



しろい子どもプラン
【子ども・子育て支援事業計画】

発行：平成27年3月

企画・編集：白井市役所 健康福祉部 児童家庭課

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

電 話 047(492)1111 〈代表〉

FAX 047(492)3033

URL <http://city.shiroi.chiba.jp/>